

船舶保険のご案内

2025年4月改定



はじめに

海上を航行する船舶は、沈没や衝突、火災などの海上危険にたえずさらされています。科学技術の発達によって船舶の安全設備・航海技術などが著しく向上した今日でも、このような海上危険から完全に逃れることができません。しかも、これらの海上危険は、損害額が巨額となることも少なくありません。

損保ジャパンの船舶保険は、このような不測の海難事故による損害を補償し、お客さまの「財産の保全」をサポートします。

損保ジャパンは、これまで培ってきた豊富な経験と、国内およびアジア、ヨーロッパをはじめとした海外ネットワークにより、いつでもどこでも、お客さまのご用命をたまわることができるよう、また、迅速に保険金がお支払いできるよう、万全を期しております。

今後も損保ジャパンの総力をあげて、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、船舶保険を損保ジャパンに是非ご用命くださいますよう、お願い申し上げます。





目次

1. 船舶をとりまく海上危険	1	10. 解説「船体保険(普通期間保険・係船保険・航海保険)」	23
2. 不測の海難事故により想定される 各種損害に対する船舶保険商品一覧	3	11. 解説「船主責任保険(P & I 保険)【内航船用】」	25
3. 損保ジャパンの船舶保険 (船体保険・船主責任保険・曳航者賠償責任保険)	5	12. 解説「船主責任保険(P & I 保険)【小型・作業船用】」	27
4. 保険金をお支払いできない主な場合	12	13. 解説「曳航者賠償責任保険」	29
5. ご契約時にご確認いただきたいこと(告知義務)	14	14. 解説「船舶不稼働損失保険」	31
6. ご契約時に必要な項目	15	15. 解説「船舶戦争保険」	33
7. 質権設定	19	16. 解説「船舶運航障害保険」	35
8. ご契約後にご注意いただくこと(通知事項)	20	17. 解説「船舶建造保険」	37
9. 海難事故が発生したときは	21	18. 解説「船舶修繕者賠償責任保険」	39

船舶の所有・運航管理には、さまざま

相手船に関するリスク

相手船との衝突



衝突により修繕が必要となった相手船の船体損害につき、賠償責任が発生した。

相手船の収入損失



事故の相手船が修繕により稼働できない間の収入損失につき、賠償責任が発生した。

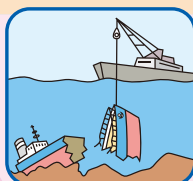
相手船乗組員のケガ



衝突した際の衝撃で相手船の乗組員がケガをし、賠償責任が発生した。

相手船賠償

船骸撤去



沈没した本船を港湾管理者の命令で撤去しなければならなかった。

岸壁衝突



本船が岸壁に衝突し、岸壁やクレーンを破損してしまった。

第三者賠償

油流出



事故により本船から油を流出させてしまい、周辺水域での漁業損害が発生した。

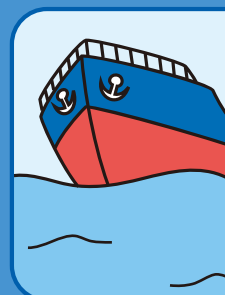
被曳航船の衝突



本船が作業船を曳航している途中、作業船が他の船に衝突し、他の船に損害を与えてしまった。

相手船以外の第三者に関するリスク

船舶を

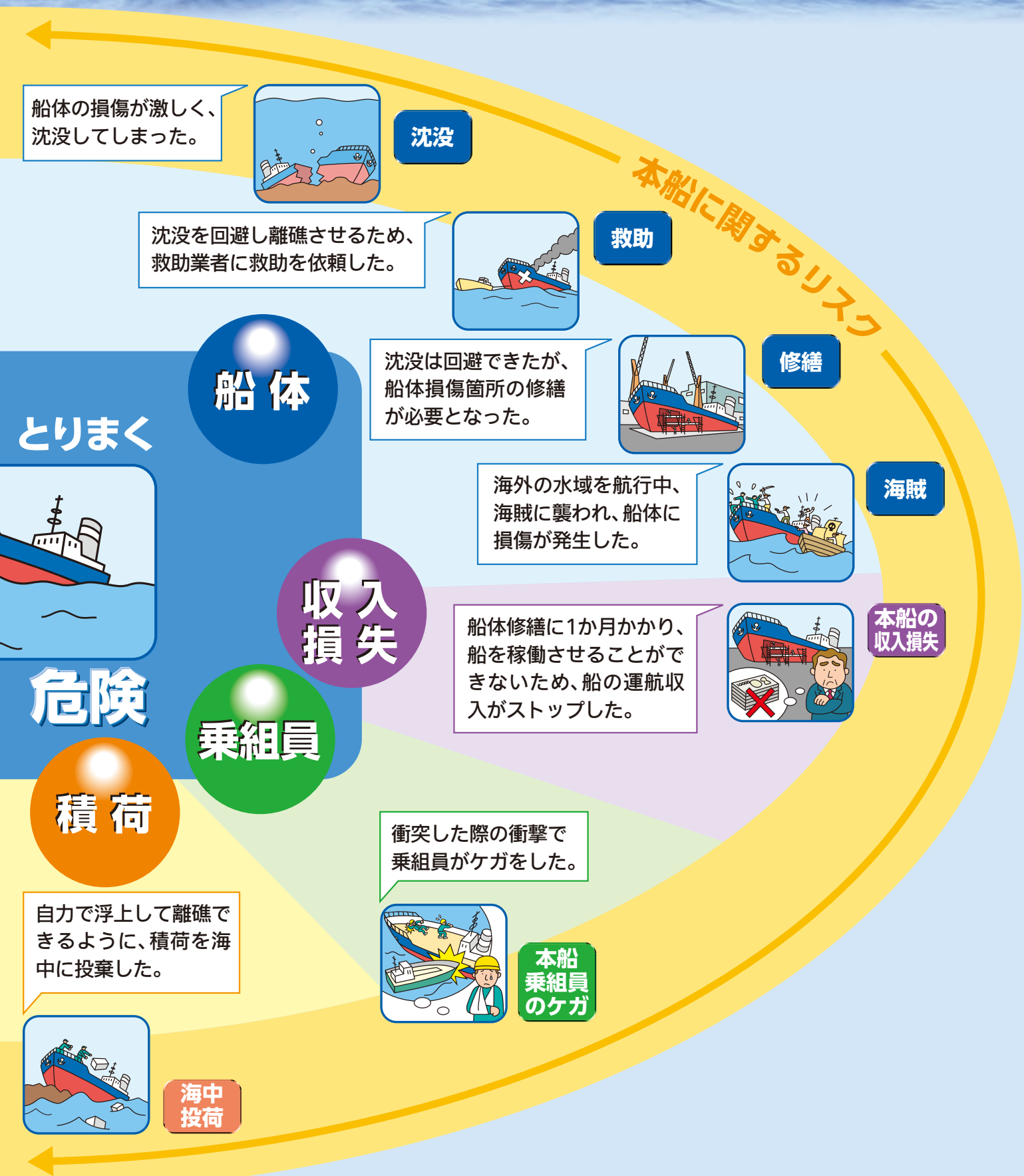


海上

損保ジャパン

船舶をとりまく不測の海難事故

まな海上危険がともなっています。



の船舶保険では
による損害を補償します。

不測の海難事故により想定される各種損害に

対 象	想 定 さ れ る 損 害
船 主 (運航者)	A 沈没・座州・座礁・火災・他船衝突・機器損傷などの海難事故 他船衝突による相手船の船体・積荷・休航損害に対する賠償
	B 戦争・水雷などの爆発・だ捕・拘留・海賊行為などによる事故 上記事故のうち、水雷による事故のみ
	上記 A B の事故による運賃や用船料収入の損失
	上記 A B <u>以外</u> の事故による運賃や用船料収入の損失
	船舶以外の第三者に対する賠償
	曳航中に曳航されている物件によって発生した第三者の損害に対する

造船所	船舶建造中に建造中の船体や第三者に与えた損害
	船舶修繕工事中に修繕中の船体や第三者に与えた損害

(※) ○:原則ご契約可能です △:一部のケースにおいてご契約可能です ×:原則ご契約いただけません
この基準はあくまで目安であり、船の用途や運航形態によって異なる場合もあります。実際のご契約に関する詳細は、

船舶をとりまくリスクと 保険種類一覧

海上危険 (Marine Risks)

沈没、転覆、座礁、座州、火災、衝突など

戦争危険 (War Risks)

戦争、水雷などの爆発物との接触、襲撃、
だ捕、海賊、ストライキ、テロ行為など

本船に関わるリスク

船 体 保 険

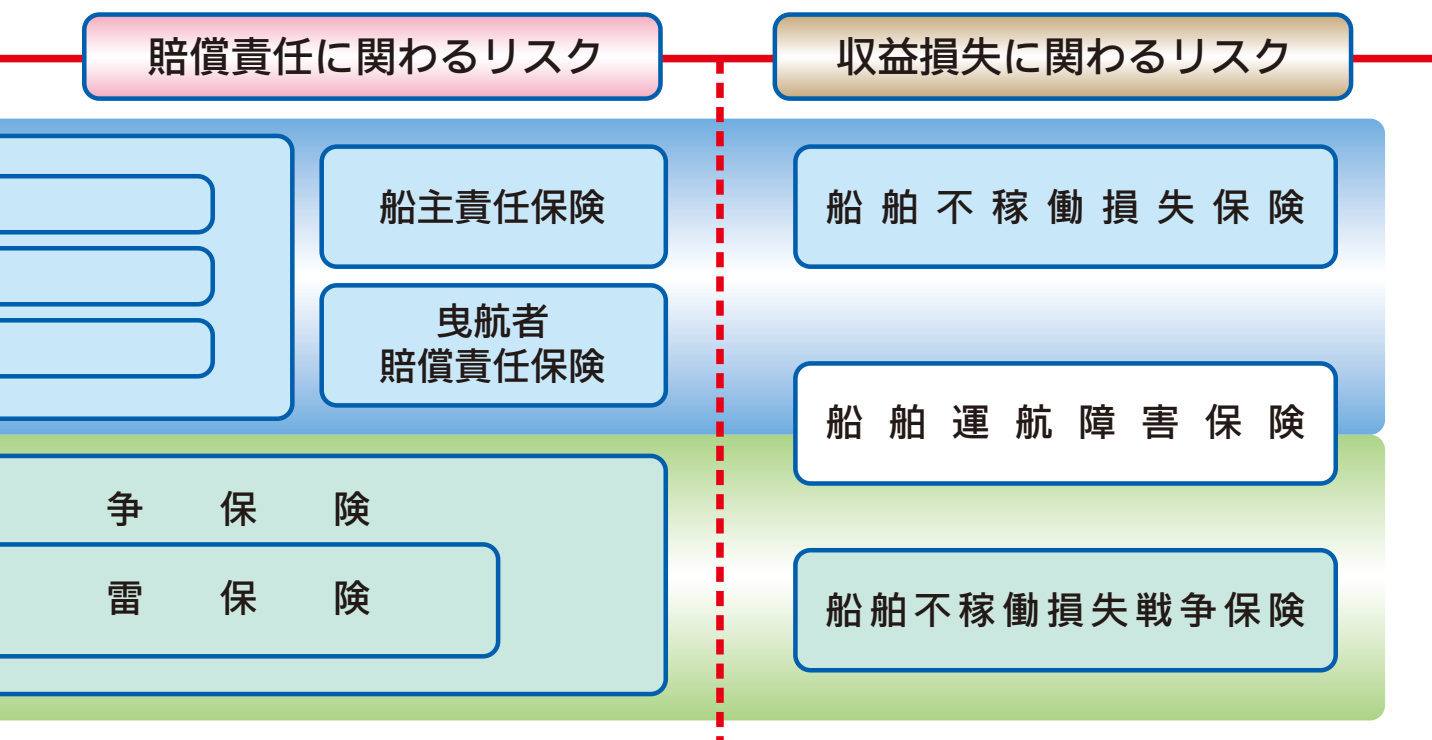
普通期間保険
航 海 保 険
係 船 保 険

船 船 戦
船 船 水

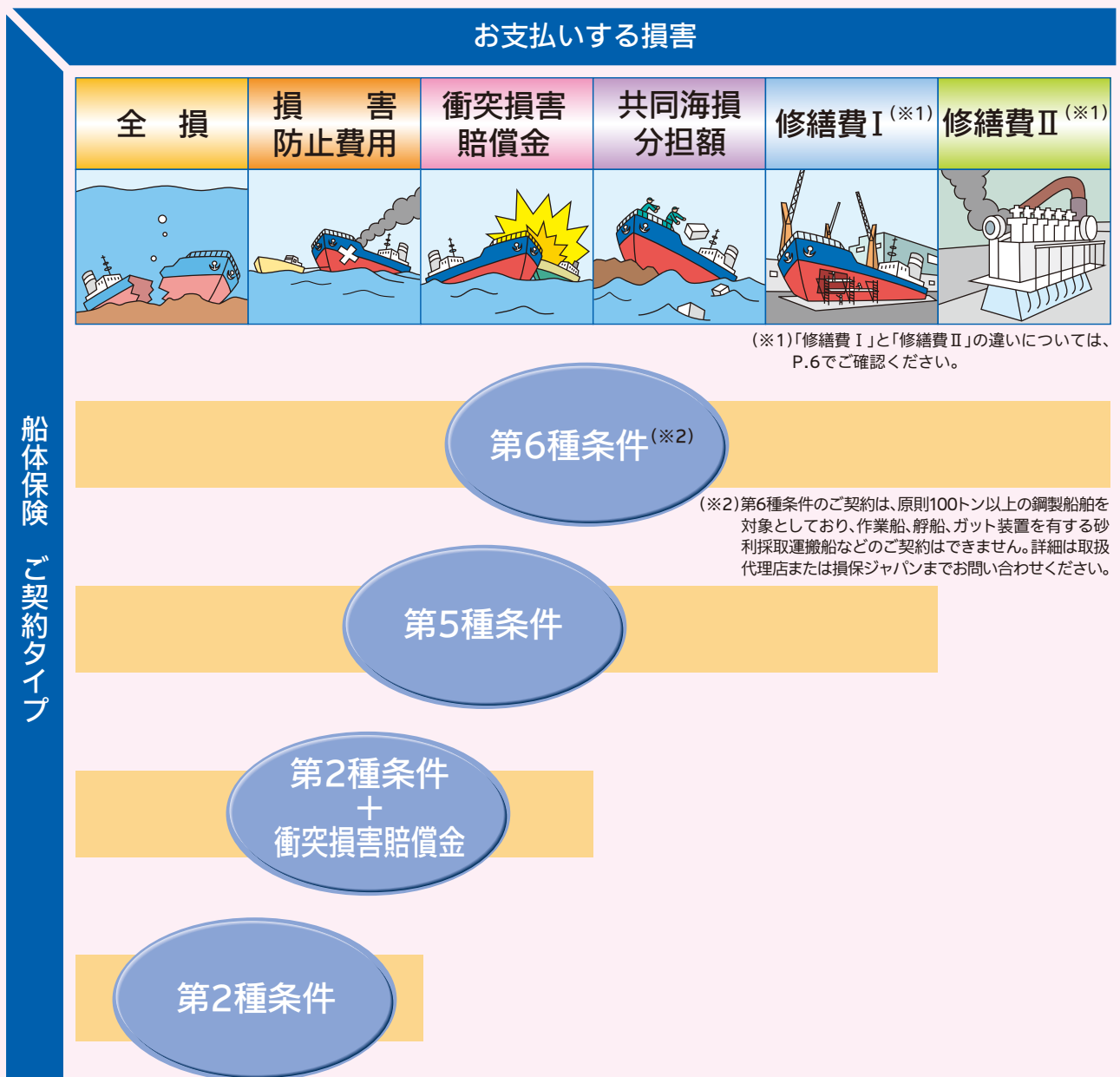
対する船舶保険商品一覧

	対応する保険商品	ご契約可能な船の種類 ^(※)
		内航商船 外航商船 作業船
	船体保険 →P.23をご参照ください。	普通期間保険 ○ ○ ○ 航海保険 ○ × ○ 係船保険 ○ ○ ○
	船舶戦争保険 →P.33をご参照ください。	○ ○ ○
	船舶水雷保険 →P.33をご参照ください。	○ ○ ○
	船舶不稼働損失保険/船舶不稼働損失戦争保険 →P.31・33をご参照ください。	○ ○ ×
	船舶運航障害保険 →P.35をご参照ください。	× ○ ×
	船主責任保険 →P.25・27をご参照ください。	○ × ○
賠償	曳航者賠償責任保険 →P.29をご参照ください。	△ × △
	船舶建造保険 →P.37をご参照ください。	
	船舶修繕者賠償責任保険 →P.39をご参照ください。	

取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

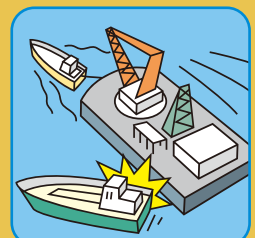
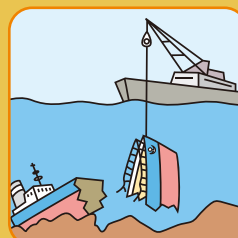


損保ジャパンの船舶保険



船主責任保険

曳航者賠償責任 保険(特約)



(船体保険・船主責任保険・曳航者賠償責任保険)



全 損

船舶が沈没した場合や、技術的に修繕が不可能な場合など、「全損」となった場合の損害に対して、保険金をお支払いします。

→P.7をご参照ください。



損害防止費用

損害を防止軽減する費用、第三者への損害賠償請求権の行使保全に必要な費用および第三者からの訴訟に対する応訴・仲裁費用をお支払いします。

→P.7をご参照ください。



衝突損害賠償金

船舶が他の船舶と衝突した場合の相手船(使用利益の喪失を含みます。)および積荷に与えた損害に対する法律上の賠償金をお支払いします。

→P.8をご参照ください。



共同海損分担額

海難事故が発生した場合に、船舶・積荷双方の損害を軽減するために要した共同海損分担額をお支払いします。

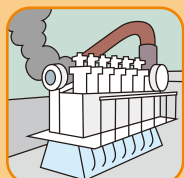
→P.9をご参照ください。



修繕費Ⅰ

沈没・転覆・座礁・座州・火災・爆発および水を除く他物との衝突によって生じた損傷修繕費をお支払いします。

→P.10をご参照ください。



修繕費Ⅱ

修繕費Ⅰ以外の事故(主に地震、荒天、機器の事故など)によって生じた損傷修繕費をお支払いします。

→P.10をご参照ください。



船主責任保険^(※3)

船舶の運航、使用または管理が原因で発生する事故に対して法律上の賠償責任を負うことによって生じた賠償金および費用をお支払いします(衝突損害賠償金でお支払いの対象となる範囲を除きます。)

(※3)船主責任保険には【内航船用】と【小型・作業船用】があります。船主責任保険【内航船用】は、独立した保険契約となり、船主責任保険【小型・作業船用】は、普通期間保険など船体保険の特約としてセットでご契約いただけます。

→P.11をご参照ください。



曳航者賠償責任保険 (特約)

曳船が被曳航物件を曳航中に、被曳航物件が引き起こした第三者に対する事故により、曳船の船主が法律上の賠償責任を負うことによって生じた賠償金および費用をお支払いします。

→P.11をご参照ください。

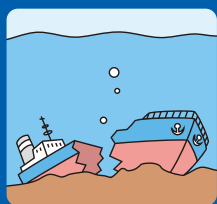


全 損

全損とは、船舶が滅失してしまうか、修復不可能な甚大な損傷が発生するような場合をさしますが、その形態により大きく**現実全損**と**推定全損**の2つに分類されます。

現実全損

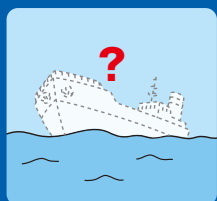
沈 没



- ◎船舶が深海に沈没して技術的に救助が不可能となった場合
- ◎船舶が座礁などによって大破し、もはや船舶の形状をとどめていないか、船舶の形状はとどめていても技術的に復旧の道がなくなった場合

推定全損

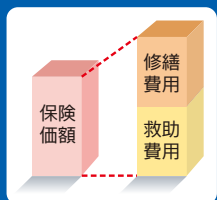
行方不明



- ◎船舶が一定期間(普通保険約款では60日間)、行方不明となった場合

- ◎船舶が一定期間(普通保険約款では180日間)、継続して占有を喪失した場合
(例:火山の爆発によって流れ出た溶岩が水路をふさぎ、船舶が閉じ込められて、外海に脱出することができなかった場合)

保険価額超過



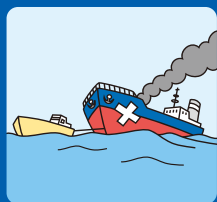
- ◎船舶が沈没または座礁して、技術的に救助はできるが、救助しても救助費用や修繕費用などの見積額が保険価額を超過する場合

船舶が全損と認定された場合には、保険金額の全額をお支払いします。

損害防止費用

損害防止費用とは、保険事故が発生した場合に支出する**損害を防止・軽減するための費用**や**救助費用**、**訴訟費用**などです。

救助費用



- ◎損害を防止軽減するために必要または有益な費用。例えば、座礁、火災、エンジントラブルによる漂流などの海難事故に遭遇した本船を救助するために必要な費用(いわゆる救助費)

訴訟費用



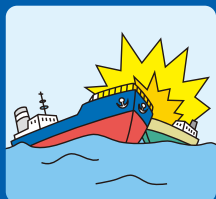
- ◎衝突の相手船など、本船の損害の賠償を請求できる第三者への請求権の行使、保全に必要なまたは有益な費用。また、逆に本船が相手船などから賠償請求の訴えを提起された場合の応訴、仲裁などに必要または有益な費用(弁護士費用など)

なお、船舶保険が対象としている損害防止費用は、あくまで船舶そのものの損害を防止・軽減するための費用です。したがって、例えば**人命の救助費・捜索費用等は対象になりません**のでご注意ください。

衝突損害賠償金

衝突損害賠償金とは、船舶が**他船と衝突し、その相手船や相手船上の積荷に損害(相手船の損傷による休航損害を含みます。)**を与えたことによる**法律上の損害賠償責任**を負った場合に、**確定判決または損保ジャパンの書面による同意を得て確定した賠償金**です。

衝突



◎相手船の船体や相手船上の積荷に損害を与えたことによる賠償金(相手船の損傷による休航損害を含みます。)

本船・相手船双方に過失がある場合には、相手方の損害額のうち本船の過失割合分のみがお支払いの対象となります。



ご注意ください!



衝突損害賠償金では、相手船の乗組員や乗客などの死傷、船舶以外のもの(岸壁、棧橋、養殖いかだなど)との衝突はお支払いの対象となりません。

→これらの事故については、船主責任保険にてお支払いの対象となります。
詳しくはP. 11をご参照ください。

保険金のお支払い

- ・衝突損害賠償金は、他のてん補金とは別に、保険金額を限度としてお支払いします。
- ・お支払いの限度額は保険金額または「船主責任制限法」などの責任制限額のいずれか低い方の額となりますが、「超過衝突損害賠償金てん補特別条項」をセットすることにより、責任制限額が保険金額を超過した分についてもお支払いすることができます。詳しくは以下「船主責任制限法について」をご参照ください。

船主責任制限法について

船舶の所有者は、船舶の運航に関して発生した責任を「船主責任制限法」(正式名称「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」)などの法律や国際条約により、船舶の国際総トン数に基づいて算出した一定金額に制限されることがあります。

その場合、損保ジャパンがお支払いする衝突損害賠償金は、「船主責任制限法」などの法律や国際条約によって制限することができる金額が限度となりますのでご注意ください。

超過衝突損害賠償金てん補特別条項

「船主責任制限法」などの法律や国際条約によって制限できる金額が保険金額を超えるときは、「超過衝突損害賠償金てん補特別条項」をセットすることにより、責任制限額^(※)と保険金額との差額をお支払いすることができます。

(※)「船主責任制限法」などの対象とならない船舶については、対象船舶であったと仮定して算出した責任制限額となります。

例

保険金額1億円の船舶に衝突事故が発生した場合
(相手船に対する賠償金(責任制限額)1.8億円)

超過衝突損害賠償金としてお支払い

不足分
8,000万円

責任制限額
1.8億円

保険金額
1億円

事例をご説明するための金額であり、実際の責任制限額は、船舶の国際総トン数などにより異なりますのでご注意ください。

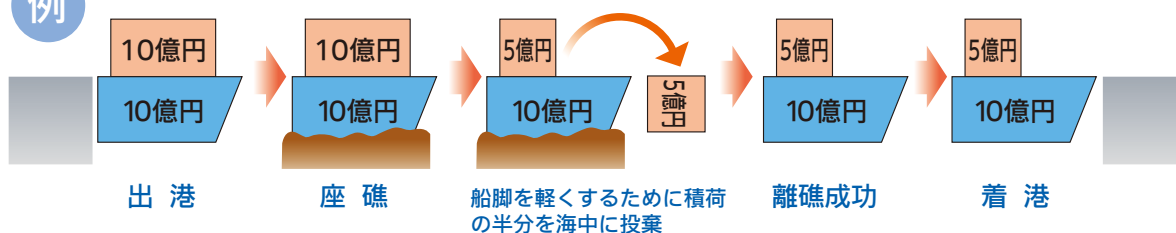
共同海損分担額

共同海損分担額とは、共同海損の国際的な制度(ヨーク・アントワープ規則といいます。)などによって**共同海損となった場合に、その制度に従って精算される分担額**です。

共同海損とは？

積荷を積載した船舶が座礁した際、そのまま放置されれば船舶、積荷とも莫大な損害が発生してしまうことがあります。このような船舶、積荷双方にとって危険な状態から逃れるために、積荷の一部を海中に投棄することで、船を軽くして自力で離礁できたと仮定した場合、投棄された積荷の犠牲によって、船舶と投棄されなかった積荷の一部が助かったこととなりますので、「犠牲となった積荷の損害を、助かった船舶と積荷(犠牲となった積荷の価値も含みます。)の価値に応じて公平に分担する」と運送契約で取り決めるケースがあります。これを共同海損といいます。

例



犠牲となった積荷の損害額 **5億円**

助かった船舶の価値：助かった積荷の価値 + 犠牲となった積荷の損害額

= **10億円 : 5億円 + 5億円** = **50% : 50%**

よって積荷の犠牲損害額の50%は船主側の負担(共同海損分担額)となりますので、船舶保険で5億円の50%、つまり **2.5億円** を共同海損分担額としてお支払いします。

共同海損のその他の事例

◎荒天に遭遇して浸水し、そのままでは船舶も積荷も沈没、全損の危機に瀕したため、船長が故意に本船を付近の浅瀬に座州させたような場合の、座州によって生じた船舶の損傷を修復するための費用

◎貨物船が航行中、機関室より火災が発生し航行不能となった際の、

- ・救助船が消火活動を行った費用
- ・最寄りの安全港まで曳航した費用
- ・貨物の積み替えに要した費用
- ・水や消火剤などによって生じた貨物の損害 など

(注) 共同海損の成立については、運送契約に基づき、国際制度(ヨーク・アントワープ規則)に定められている成立要件に従って判断されます。

小額共同海損担保特別条項^(※)

共同海損の成立によって、荷主など他の利害関係者が本来負担すべき分担額について、ご契約者が他の利害関係者に請求を行わない場合、「小額共同海損担保特別条項」をセットすることによって、共同海損となる損害の総額を、補償限度額を限度にお支払いすることができます。

(※) 本特別条項をセットできる船舶には一定の要件があります。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

修繕費

修繕費とは、船舶が海難によって発生した損傷を原状復旧するために要する妥当な費用です。
ご契約タイプ「第5種条件」と「第6種条件」では、お支払いする修繕費の範囲が異なります。

	対象となる損害	第5種条件	第6種条件
修 繕 費	沈 没	○	○
	転 覆	○	○
	座 礁	○	○
	座 州	○	○
	火 災	○	○
	衝突(対：船)	○	○
	衝突(対：船以外)	○	○
	爆 発	○	○
	地震、津波、噴火、落雷(※)	×	○
	荒 天	×	○
	機器の事故	×	○
	船体の潜在欠陥	×	○
	荷役作業中の事故	×	○
	船長などの過失	×	○
	船長などの故意	×	△
	修繕者、用船者の過失	×	○

○：お支払いの対象となるもの

△：場合によりお支払いの対象とならないもの

×：お支払いの対象とならないもの

第5種条件でお支払いできる修繕費

海難事故のうち沈没・転覆・座礁・座州・火災・爆発・他物との衝突(水との衝突を除きます。)のいずれかの事故によって生じた損傷の修繕費(原状復旧費用)に限定されます。

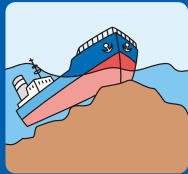
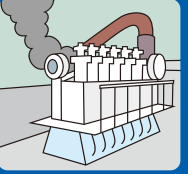
第6種条件でお支払いできる修繕費

上記事故の他に荒天、機器の事故などによって生じた修繕費もお支払いします。

(※)地震・津波・噴火を原因として発生した全損、損害防止費用、衝突損害賠償金、共同海損分担額、沈没・転覆・座礁・座州・火災・爆発・他物との衝突による修繕費については、第5種条件でお支払いできます。

第6種条件のご契約は、原則100トン以上の鋼製船舶を対象としており、作業船、艀船、ガット装置を有する砂利採取運搬船などのご契約はできません。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

対象となる主な損害の例

座 礁	火 災	衝 突	水を除く 他物接触	機関損傷
				
お支払いの対象	お支払いの対象	お支払いの対象	お支払いの対象	お支払いの対象
第5種 第6種	第5種 第6種	第5種 第6種	第5種 第6種	第5種 第6種
○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	× ○

例えば、船舶が航行中に流木に接触しプロペラを損傷した場合は、第5種条件・第6種条件いずれでもお支払いの対象となりますが、エンジンのみが故障した場合の修繕費は、第6種条件のみお支払いの対象となります。
(なお、修繕費ではなく、救助費などの「損害防止費用」(P. 7をご参照ください。))については、お支払いの対象となる海難事故を、第5種条件・第6種条件以外の海難事故も対象としていますので、「損害防止費用」を補償する条件であれば、お支払いの対象となります。)

船主責任保険

船主責任保険には【内航船用】と【小型・作業船用】があります。船主責任保険【内航船用】は、独立した保険契約です。船主責任保険【小型・作業船用】は、普通期間保険など船体保険の特約としてセットでご契約いただけます。

船主責任保険^(※1)とは、港湾設備や漁業施設など**船舶以外の財物に与えた損害や、船外の人や本船の船客以外の乗船者の死傷・疾病など**、船舶保険の「衝突損害賠償金」ではお支払いの対象とならない、**船舶の運航・使用または管理に伴い発生した法律上の賠償責任および費用**をお支払いの対象とする保険です。本保険は、「Protection & Indemnity」の頭文字をとって、「P & I 保険」と呼ばれることもあります。

(※1) 一般内航商船を対象とする船主責任保険【内航船用】の詳細は P.25 を、小型船や作業船を対象とする船主責任保険【小型・作業船用】の詳細は P.27 をご参照ください。

対象となる主な損害の例

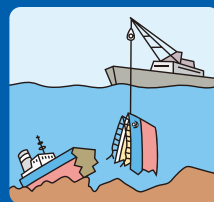
岸壁衝突



相手船乗組員の死傷



船骸撤去費用



汚染損害^(※2)



(※2) 小型船・作業船を対象とする船主責任保険では、汚染損害については、「汚染損害に関する船主責任追加担保特別条項」をご契約いただいた場合のみお支払いします(別途割増保険料が必要です。)

船舶の種類によってはご契約いただけない場合がありますので、詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

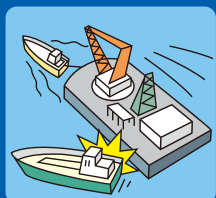
曳航者賠償責任保険(特約)

船体保険とセットでご契約いただけます。

曳航者賠償責任保険^(※3)とは、**被曳航物件(曳航されている船舶その他の財物)が曳船列外の第三者に損害を与え、曳船が法律上の賠償責任を負った場合の賠償金および費用**をお支払いの対象とする保険です。

(※3) 曳航者賠償責任保険の詳細は P.29 をご参照ください。

被曳航船の衝突



汚染損害については、「汚染損害に関する曳航者賠償責任追加担保特別条項」をご契約いただいた場合のみお支払いします(別途割増保険料が必要です。)



ご注意ください!

曳航者賠償責任保険では、被曳航物件そのものや被曳航物件上の積荷・財物に与えた損害についての賠償責任または費用はお支払いの対象となりません。

保険金をお支払いできない主な場合

「船舶保険普通保険約款」において、主に次のような場合には損保ジャパンは保険金をお支払いできません。詳細は、適用される普通保険約款、特別約款、特別条項の内容をご確認ください。

次のような損害については、損保ジャパンはいかなる場合も保険金のお支払いができません。

- ① 原子核の分裂、融合またはこれらと同種の反応によって生じた放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害
- ② 差押え、仮差押え、担保権の実行その他訴訟手続きに基づく処分によって生じた損害
- ③ 保険契約者、被保険者、保険金受取人などの故意または重大な過失によって生じた損害
- ④ 船長または乗組員が、保険契約者、被保険者、保険金受取人などに保険金を取得させる事を目的としていた場合の、これらの者の故意によって生じた損害
- ⑤ 船舶に生じた摩滅、腐食、さび、劣化その他の自然の消耗またはそれによって生じた損害
- ⑥ 船舶に存在する欠陥またはそれによって生じた損害（ただし、保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらず存在する欠陥を発見することができなかった場合を除きます。）
- ⑦ 船舶が発航のとき、安全に航海を行うのに適した状態になかったこと、または係留、停泊する際に安全に係留、停泊するのに適した状態になかったことによって生じた損害（ただし、保険契約者または被保険者が相当の注意を払ったにもかかわらずこのような状態が発生した場合を除きます。）
- ⑧ 船舶が安全な航海を行うために必要な官庁もしくは船級協会の検査または損保ジャパンの指定する検査を受けなかった場合、その時以降に生じた損害

船舶が安全に航海できる為には

- 船舶の各部に欠陥がなく、必要な官庁の検査を受けていること。
- 船舶の属具および艀装などに不備がないこと。
- 燃料、食料その他の消耗品の積込みに不備がないこと。
- 乗組員の資格および員数に不備がないこと。
（注）船舶には、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」によって資格を持っている職員を必要な員数だけ乗り組ませることが義務付けられています。

- 積荷の積付けが適当であること。
- 船舶国籍証書などの必要な書類を備えていること。

などが必要です。これらの要素をすべて満たしている場合には船舶の「たんこうせい 堪航性」があるといい、堪航性の保持は保険金をお支払いするための前提条件です。

- ⑨ 船舶が日本国もしくは外国の法令または条約に違反する目的で使用される場合、その時以降に生じた損害
- ⑩ 保険料支払期日までに（※）保険料のお支払いがない場合、支払期日以降保険料のお支払いがある時まで生じた保険事故による損害
（※）分割払を行っている場合で第2回目以降の回払保険料については、支払期日の属する月の翌々月の応当日（応当日がない場合はその月の末日）まで
- ⑪ 衝突損害賠償金を補償するご契約については、次のような賠償責任も保険金のお支払いができません。（別に船主責任保険・曳航者賠償責任保険をご契約いただくことによって、補償できるものもあります。詳細はP.25・27「船主責任保険」、P.29「曳航者賠償責任保険」をご参照ください。）
 - 賠償責任に関して特約がある場合、その特約によって加重された賠償責任
 - 「他船および他船上の積荷または財物以外の物」に与えた損害に対する賠償責任
 - 他船の使用利益以外の利益に与えた損害に対する賠償責任
 - 人の死傷または疾病について生じた賠償責任
 - 「他船、他船上の積荷または財物およびその他の物」の引き揚げまたは除去を命ぜられた場合に要した費用に対する賠償責任
 - 海洋、河川などの汚染を防止軽減するための措置に要した費用に対する賠償責任
 - 保険の対象となる船舶が他船に曳航もしくは押航され、または他船を曳航もしくは押航している場合に、その船列内の「他船」と「船列外の船舶」との衝突（保険の対象となる船舶が船列内の「他船」と衝突した直接の結果として、その「他船」がさらに「船列外の船舶」と衝突した場合を除きます。）によって生じた損害に対する賠償責任

- ⑫ コンピュータソフトウェアプログラム等が危害を加える手段として使用または操作された場合に生じた損害
- ⑬ 感染症に起因する損害のうち、特別条項で特に取扱いを定める損害(一部適用されない保険商品もございます。)

など

以下①～⑧の損害については、原則として保険金のお支払いはできませんが、別に船舶戦争保険をご契約いただくことによって補償されます(詳細はP.33「船舶戦争保険」をご参照ください。)

- ① 戦争、内乱その他の変乱によって生じた損害
- ② 水雷、爆弾その他爆発物として使用される兵器の爆発またはこれらの物との接触によって生じた損害
- ③ 公権力によると否とを問わず、逮捕、捕獲、抑留、押収、または没収によって生じた損害
- ④ 海賊行為によって生じた損害
- ⑤ ストライキ、ロックアウトその他の争議行為または争議行為参加者のそれに付随する行為によって生じた損害
- ⑥ テロリストその他の政治的動機または害意をもって行動する者の行為によって生じた損害
- ⑦ 暴動、政治的または社会的騒ぎその他類似の事態によって生じた損害
- ⑧ ミサイル発射システムにおけるコンピュータへのサイバー攻撃等によって生じた損害

など

以下①～⑥の損害については、あらかじめ損保ジャパンにご通知いただき、割増保険料をお支払いいただくなどの手続きによって、保険金のお支払いができるものもあります(詳細はP.20「ご契約後にご注意いただくこと(通知事項)」をご参照ください。)

- ① 船舶が保険証券記載の航路定限の外に出たか、または通常の航路でない場所を航行した場合、その時以降に生じた損害(ただし、切迫した危険の回避、人命救助または船上にある者の医療のためであった場合を除きます。)
- ② 船舶の構造または用途に著しい変更があった場合、その時以降に生じた損害

- ③ 船舶の所有者または賃借人に変更があった場合、その時以降に生じた損害
- ④ 船舶が戦地その他の変乱地に入った場合または戦争その他の変乱に関連する目的で使用された場合、その時以降に生じた損害
- ⑤ 船舶の船級の変更または抹消があった場合、その時以降に生じた損害
- ⑥ その他損保ジャパンの負担する危険が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によって著しく変更または増加した場合、その時以降に生じた損害

など

ご契約時にご確認いただきたいこと(告知義務)

1

ご契約の際、保険の対象となる船舶について、次のような基本的な事項を間違いなくお申し出ください。また、申込書の記載内容が事実と違ってないか改めてご確認いただき、相違がある場合は必ず訂正・変更いただきますようお願いいたします。**告知事項のうち損保ジャパンの負担する危険に関する重要な事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがありますので、十分ご注意ください。**

- ・ 保険契約者名
 - ・ 船舶所有者名
 - ・ 船名
 - ・ 船舶の用途(船種)
 - ・ 船質
 - ・ 建造年(進水年)
 - ・ 総トン数(または船舶の長さ・幅・深さ)
 - ・ 就航航路または航行区域
 - ・ 保険価額
 - ・ 保険金額
 - ・ 補償内容(てん補の範囲)
 - ・ 積荷の明細
 - ・ ガットおよびポンプ装置の有無
- ・ これらの内容に間違いがないよう、自航船の場合は「船舶国籍証書」「船舶検査証書」「船舶検査手帳」、非自航船の場合は「一般配置図」などを拝見させていただくことでもありますので、ご了承ください。
- ・ 外航船の場合は、ISMコード(国際安全管理規則)の「安全管理証書(SMC; Safety Management Certificate)」または「適合証書(DOC; Document of Compliance)」などを拝見させていただくことでもありますので、ご了承ください。

2

船舶の経済的価値は毎年変動します。保険価額を設定する際は、適正な価額となるよう、時価額・市場価額等を参考に、ご契約時に取扱代理店または損保ジャパンまでご相談ください。

3

ご契約される船舶について、**別に船舶保険契約を締結している場合は、その旨をお申し出ください。**

【共同保険の場合にご注意いただくこと】

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、前記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【保険金額等が外貨建の場合にご注意いただくこと】

保険金額等が外貨建の保険契約の場合には、為替レートの変動により、保険契約締結時と保険金のお支払い時とで、円貨に換算した保険金の額が異なることがありますので、ご注意ください。

ご契約時に必要な項目

ご契約時に必要な各種項目について、概要をご説明します。

1 保険契約者

保険会社と船舶保険契約を締結する人や会社などを保険契約者といいます。

保険契約者は保険会社に対し保険料支払義務のほか、P.14でご説明した告知義務(ご契約の際、保険の対象となる船舶の明細、用途、航行区域等基本的事項を間違いなくお申し出いただく義務)を負っています。また、契約内容に変更が生じる場合に、事前にご連絡いただかなければならない通知事項(詳細はP.20「ご契約後にご注意いただくこと(通知事項)」をご参照ください。)もあります。これらの保険契約者の義務や保険会社への連絡は、船舶の動向を十分に知っている人でなければ果たすことができません。したがって、船舶保険では、船舶の運航、修繕、船長等乗組員の指導・任免・監督および保険の手配など運航管理に関する一切を行う人が保険契約者となります。通常は船舶所有者が保険契約者となりますが、裸用船^{はだけようせん}(※)の場合は裸用船者が保険契約者となります。

(※)船主は船を所有するのみで、船員の雇用や運航管理責任を他者に委ねる契約を「裸用船契約」といい、実際に運航管理を行う業者を「裸用船者」といいます。

2 船種

船の種類です。船の種類により保険料が異なります。

＜1＞ 自航船(推進器(エンジン・プロペラなど)を持ち、自力で航行できる船舶)の場合

「船舶検査証書」の“用途欄”と実際の使用目的をもとに決定します。

〔例〕 客船、貨物船、曳船、押船



＜2＞ 非自航船(自力で航行できない船舶)の場合

建造時の「一般配置図」、「建造契約書」または「売買契約書」などと、実際の使用目的・形状をもとに決定します。

〔例〕 浚渫船、被曳船、起重機船、台船



＜3＞ 建造、修繕保険関連の場合

「建造契約書」または造船所で確認し決定します。



3 船名

船の名前です。

〔例〕 損保丸

4 国籍

船舶の国籍です。国内のみを航行する船舶や作業船などは、ほとんどの場合「日本国」となります。

5 船質

船舶の材質です。鋼製船舶がほとんどですが、木製やFRP(強化プラスチック)製の船舶もあり、船質によって保険料が変わるケースもあります。

6 建造年

本船が進水した年です。通常、引渡し時点ではなく、進水年が建造年となります。

建造年は以下で確認します。

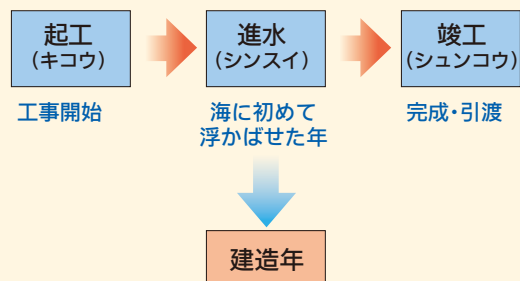
＜1＞ 自航船の場合

「船舶国籍証書」の“進水の年月”欄や、「船舶検査手帳」の“進水年月日”など

＜2＞ 非自航船の場合

建造時の「一般配置図」「建造契約書」または「売買契約書」など

【ご参考：船舶の建造工程】



7 総トン数

以下のトン数を記載します。

〈1〉外航一般商船の場合

国際総トン数

(船籍国の各種登録書類で確認できます。)

〈2〉その他自航船の場合

登録トン数

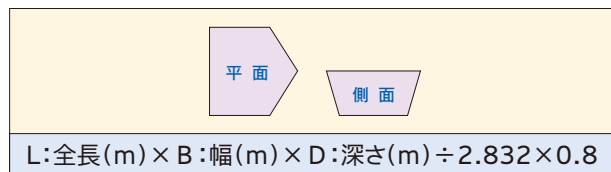
(「船舶国籍証書」「小型船舶登録事項通知書(または証明書)」「船舶検査証書」の“総トン数”で確認できます。)

〈3〉非自航船の場合

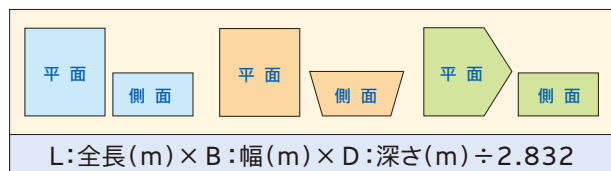
船舶のサイズ(L:全長・B:幅・D:深さ)をもとに、以下の計算方法により算出した換算トン数(船舶のサイズは建造時の「一般配置図」などで確認できます。)

①浮船渠以外の非自航船

・船型船



・箱型船(非自航船の多くはこのケースです。)



②浮船渠

全長(m) × 幅(m) × 外壁長の高さ(m) ÷ 2.832

〈4〉建造中の船舶

予定トン数(換算トン数)

8 船舶所有者

船舶の所有者です。また、共有船の場合は複数の所有者を設定します。

9 被保険者

船舶が海難事故に遭遇したために損害を受ける人や会社など、船舶保険の補償によって保険金を受け取る人や会社などを被保険者といいます。通常、船舶所有者が該当します。被保険者も保険契約者とは

ば同一の義務を負っています。なお、裸用船の場合は、通常、船舶の修繕などを裸用船者が行いますので、修繕費など全損金以外の保険金は直接裸用船者に支払われるよう手続きしておくのが一般的です。

10 航路制限

ご契約のときに、ご契約者と保険会社の間で、補償の対象となる航行可能な区域を取り決めます。この航行区域のことを航路制限^(※)といい、保険料決定上の要素となっています。損保ジャパンでは主に、次のような航路制限をご用意しています。

(注)船舶の種類によって設定できる航路制限は異なります。
詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

航路制限	主要水域(概要)
世界水域	世界水域(一部水域を除きます。)
近海水域(A)	日本国の沿岸、および広州以東、ウラジオストック以南のアジア大陸沿岸
近海水域(B)	日本国の沿岸、およびヤンゴン以東、ウラジオストック以南のアジア大陸沿海、およびフィリピン諸島、東インド諸島
日本全沿岸	日本国の沿岸(一部水域を除きます。)
～を中心に水路(25 or 200)浬 ^(※) の範囲内	<1>港内を中心 <2>港内以外は特定作業場所を中心 (※) 1浬=1.852km
平 水	平水区域(通常、平水○号と表現されますが、保険証券上は「船舶安全法施行規則第1条第6項第○号に定める平水区域」と記載されます。)

(※)詳細は別冊「船舶航路制限図」をご参照ください。

なお、航路制限を越えて航行する場合は、事前に損保ジャパンまでご通知いただき、割増保険料をお支払いいただくなどの変更手続きが必要となります。事前にお手続きされていない場合は、その時以降に生じた損害については保険金をお支払いできませんので、十分ご注意ください(詳細はP.20「ご契約後にご注意いただくこと(通知事項)」をご参照ください。)

【ご注意：船舶安全法に定める「航行区域」】

船舶の航行区域については、保険契約上の「航路制限」とは別に、船舶安全法に定める航行区域（航行可能な範囲）があります。

平 水	湖・川・港内および51の水域（詳細は別冊「平水区域図」をご参照ください。）
沿 海	①北海道本島、本州、四国、九州の各沿岸から20哩以内の水域 ②特定の島の海岸から20哩以内の水域 ③樺太半島、朝鮮半島の各海岸から20哩以内の水域 ④東は東経129度50分、南は北緯28度30分、西は東経128度55分、北は北緯29度13分の線により囲まれた水域
近 海	東経175度、南緯11度、東経94度、北緯63度の各点を結ぶ線により囲まれた水域
遠 洋	すべての水域

法律で定める「航行区域」と保険会社で定めた「航路制限」とは必ずしも一致していませんので、船舶保険の「航路制限」を決定する際は十分ご注意ください。

11 保険期間

保険期間とは、損保ジャパンが補償責任を負う期間です。

船舶保険は保険期間のとらえ方から、大きく分けて「期間保険」と「航海保険」に大別されます。

1. 期間保険

（特定の日から特定の日までを保険期間と定める保険）

〈1〉建造保険以外

通常、保険期間は1年間です。

お申込みの際に時刻を指定しない場合の保険始期・終期の時刻は、船舶保険普通保険約款にていずれも「正午」とみなされます。

なお、1年未満の短期間の保険をご希望の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

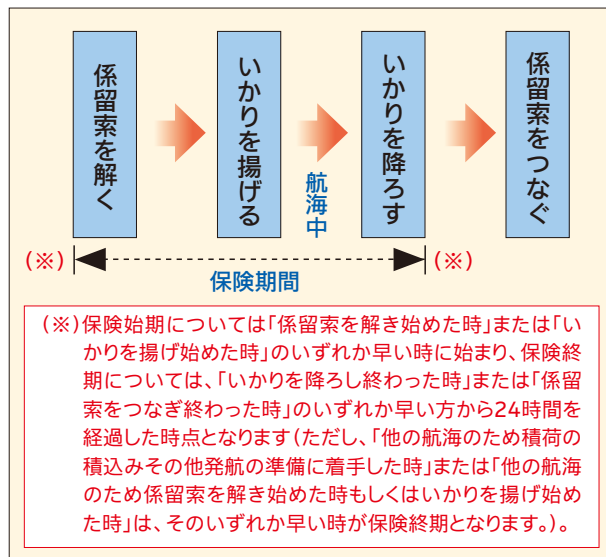
〈2〉建造保険

建造保険の場合には、船体作業開始日（または進水日）から船体引渡し日までが保険期間となります。作業期間に応じた保険契約となりますので、保険期間は数か月から1年以上とさまざまです。

2. 航海保険

（一航海中の危険を補償する保険）

船舶保険普通保険約款では保険期間を以下のとおりとしています。



12 補償内容（てん補の範囲）

船舶保険で保険会社が保険金をお支払いする損害の範囲を「補償内容（てん補の範囲）」といいます。（主な保険条件とお支払いする損害の範囲については、P.5「損保ジャパンの船舶保険」をご参照ください。）

13 保険価額

船舶の保険契約上の評価額（時価）であり、中古船市場における同程度の船舶の価格または建造船価（新造船）、売買価格（中途取得船）からの経年減価などを評価し、損保ジャパンと協定します。船舶の経済価値は、毎年変動しますのでご注意ください。

14 保険制限金額

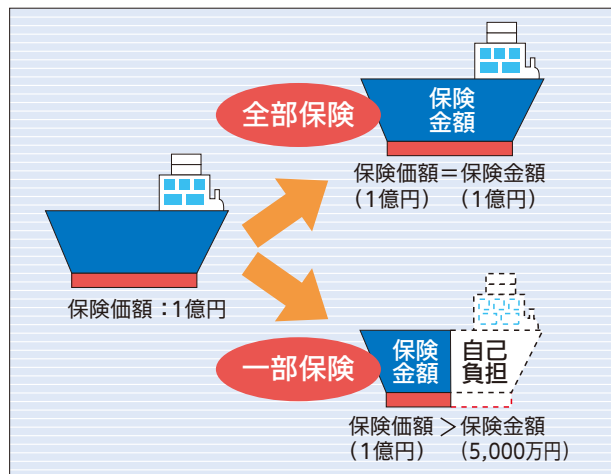
保険制限金額とは、設定可能な保険金額の最高限度額を示すもので、通常、保険価額＝保険制限金額となっています。

15 保険金額

保険金額とは、保険会社が1回の事故についてお支払いする保険金の最高限度額を示すもので、ご契約のときに、ご契約者と保険会社の間で、保険価額の範囲内で取り決めます。通常、保険金額＝保険価額とします。保険金額を保険価額未満とする場合は「一

部保険」となりますが、「一部保険」の場合、保険金は保険金額と保険価額の割合で支払われ、損害額の一部は被保険者の自己負担となりますので十分ご注意ください。

末日)までとなります。



16 保険料支払方法・支払期日

保険料はご契約のときに全額一括してお支払いいただくのが原則ですが、保険期間1年間の保険契約について、4回に分割してお支払いいただくことができます(保険始期日を第1回目として、以降3か月毎の応当日(応当日がない場合はその月の末日)に年間保険料の4分の1ずつお支払いいただきます。)

一括払の場合には、保険種類、保険期間等により、保険料が割引となる場合があります。また、分割払の場合で、保険金をお支払いする事故が発生した場合は、未払込保険料を請求させていただく場合があります。

①分割方法	保険始期日から4半期(3か月)毎の均等払
②分割払保険料	●1回目保険料 (年間保険料) - (2~4回目保険料の合計) ●2~4回目保険料 (年間保険料) ÷ 4 (注) 1円未満切り捨て
③支払期日	●1回目 保険始期日と同日 ●2回目以降 保険始期日の3・6・9か月後の応当日

なお、保険料支払期日までに^(※)保険料のお支払いがない場合、支払期日以後に生じた保険事故による損害については保険金のお支払いができません。また、この場合には保険契約を解除させていただくことがありますので十分ご注意ください。

(※)分割払を行っている場合で第2回目以降の分割払保険料については、支払期日の属する月の翌々月の応当日(応当日がない場合はその月の

質権設定

金融機関から、船舶を担保に建造資金あるいは買船資金などを借り入れる場合、金融機関は、貸付金の返済を他の債権者に先立って受けるために、その船舶に抵当権を設定します。この際、貸付金返済を一層確実にする方法の一つとして、船舶保険を契約し、その船舶保険の保険金請求権に質権を設定することがあります。

質権設定は、保険会社が被保険者にお支払いする保険金を弁済金に充当するため、債権者が直接保険金を受け取ることができるようにする方法です。

1 質権設定の手続き

船舶保険の保険金請求権に質権を設定し、損保ジャパン、その他の第三者に対抗するためには、損保ジャパンに質権設定の通知をし、損保ジャパンの承認を取り付けておくことが必要です。具体的には、「質権設定承認請求書」2通に必要事項を記入し、被保険者(質権設定者)と債権者(質権者)が記名・捺印のうえ、損保ジャパンにご提出ください。損保ジャパンでは、保険料の入金を確認したうえで、質権設定承認の記名・捺印を行い、1通を債権者(質権者)にお返しします。

◆質権の効力と保険証券◆

2004年4月1日の民法改正に伴い、質権設定を有効にするために、必ずしも質権者が保険証券を保管(占有)する必要はなくなっています。損保ジャパンは、原則質権者に保険証券を交付しますが、一定の条件に基づき、ご契約者への保険証券の交付も可能となっています。詳細は損保ジャパンまでお問い合わせください。

◆賠償責任損害に関する先取特権◆

2010年4月1日に施行された保険法(第22条)では、賠償責任保険(特約も含みます。)の保険金請求権に対する被害者の先取特権を規定しています。また、賠償責任保険の保険金請求権には、質権の設定等が原則できない旨を規定しています。このため、質権設定を行う際、賠償責任損害にかかわる保険金は対象から除かれますのでご注意ください。詳細は損保ジャパンまでお問い合わせください。

【ご参考：保険法】

(責任保険契約についての先取特権)

第22条 責任保険契約の被保険者に対して当該責任保険契約の保険事故に係る損害賠償請求権を有する者は、保険給付を請求する権利について先取特権を有する。

2 被保険者は、前項の損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は当該損害賠償請求権を有する者の承諾があった金額の限度においてのみ、保険者に対して保険給付を請求する権利を行使することができる。

3 責任保険契約に基づき保険給付を請求する権利は、譲り渡し、質権の目的とし、又は差し押さえることができない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 第一項の損害賠償請求権を有する者に譲り渡し、又は当該損害賠償請求権に関して差し押さえる場合
- 二 前項の規定により被保険者が保険給付を請求する権利を行使することができる場合

2 保険金のお支払い

保険契約について質権が設定されている場合、損保ジャパンは債務の額を限度として、直接質権者に保険金をお支払いします。しかしながら、全損金以外の保険金、例えば修繕費などは、船舶を修繕し再稼働させるために充当する費用であるため、直接被保険者が受け取ることができるよう、質権者の承認を取り付けておくのが一般的です。そのほか、造船所や救助業者に対し、被保険者が修繕費や救助費の受け取りを委任した場合も、損保ジャパンが造船所や救助業者に保険金を直接支払うためには、質権者の承認を取り付けていただくことが必要です。

3 質権が設定されている保険契約の切替

総トン数の変更または保険価額の増額など、何らかの理由で保険契約を切り替える場合は、新しい保険契約についても改めて質権設定の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

4 質権が設定されている保険契約の解約

売船または返船など、何らかの理由で保険契約を解約する場合は、質権者の同意が必要となります。解約手続きを行う「契約内容変更依頼書」に質権者の記名・捺印をお取り付けください。

5 質権の消滅

借入金の返済などにより債務が消滅する場合、当然質権も消滅するため、債権者は「質権設定承認抹消承認請求書」または「質権設定消滅通知書」により質権消滅の通知を行い、損保ジャパンの承認を取り付けておくことが必要となります。この際、保険証券を添えて損保ジャパンにご請求ください。損保ジャパンの承認以後、保険金は直接被保険者にお支払いすることになります。なお、第1順位の質権が消滅しますと、後順位の質権は自動的に昇進するため、後順位質権者は別途損保ジャパンに通知する必要はありません。なお質権の順位は、質権設定承認請求書に記載した順位ではなく、確定日付取得の順位で決定されるとされています。したがって、損保ジャパンが承認しました質権設定承認請求書には必ず確定日付をお取りいただくことをお勧めします。(損保ジャパンの質権設定承認請求書には、後順位の欄はありません。)

各書類の記載については損保ジャパンまでお問い合わせください

ご契約後にご注意いただくこと(通知事項)

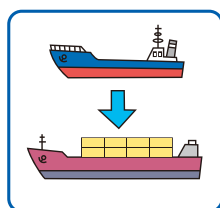
ご契約後に契約内容に変更が生じる場合など、特に次のような場合には、事前に取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。割増保険料をお支払いいただくなど必要な手続きをとっていただき、補償を継続することができるものもあります。**ご連絡がない場合またはご連絡が遅れた場合には、保険金をお支払いできないことや、契約が解除されることもありますので、十分ご注意ください。**

〈1〉契約時に決められた航路定限の外へ航行しようとする場合

原則として「本船が保険証券記載の航路定限の外に出たこと、もしくは通常の航路でない場所を航行したこと」については、その時以降に生じた損害は保険金のお支払いができません(ただし、切迫した危険の回避、人命救助もしくは船上にある者の医療のためであった場合は、お支払いしない損害には該当しません。)



〈2〉船舶の構造または用途に著しい変更がある場合



増トン工事、減トン工事、改測などにより総トン数に変更がある場合、および船体の改造などにより船舶の大きさ、構造、用途に変更がある場合などが該当します。

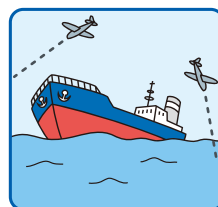
〈3〉船舶を新たに裸用船に出す場合、裸用船者から返船を受ける場合または裸用船者が変わる場合

船舶を売船した場合、裸用船した場合、裸用船していた船舶を返船した場合など、船舶の実際の運航者が変わったときは、現在の保険契約を解約し、新しい所有者または裸用船者の名前であらためてご契約いただきます。

〈4〉船舶の所有権または所有割合が変わる場合

〈5〉船舶の管理者が変わる場合

〈6〉戦争地域、変乱地域へ航行する場合



「船舶保険普通約款」では「本船が戦地その他の変乱地に入ったこと、または戦争その他の変乱に関連する目的で使用されたこと」については、その時以降に生じた損害は保険金のお支払いができません。

〈7〉曳船でない船舶が他船を曳航する場合や、自航船が他船に曳航される場合

曳航方法について検査し、航海に関して^{たんこうせい}堪航性(P.12をご参照ください。)があるかどうかを判定するために、曳航に先立って損保ジャパンの指定する検査機関による回航検査を受けていただく場合があります。

〈8〉船舶の船級、航行資格などの各種資格が変わる場合

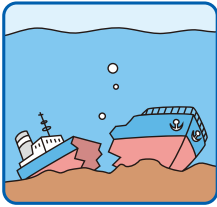
〈9〉その他損保ジャパンが負担する危険が(保険契約者または被保険者の責めに帰する事由によって)著しく増加した場合

- ご契約者の住所などを変更される場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。
- 船舶が保険期間中に連続して30日以上休航する場合、保険期間満了後に保険料の一部を返還する「休航戻し」が適用される契約につきましては、休航となる事実が判明してから遅滞なく、書面により取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

海難事故が発生したときは

まずはすみやかに損保ジャパンまでご連絡ください！

1. 事故のご連絡



本船が重大な海難事故に巻き込まれたときは、すみやかに損保ジャパンまでご連絡ください。また、航行に支障のない軽微な事故（流木との接触など）につきましても、船員法で海運局への

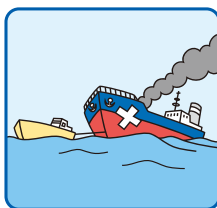
提出が義務づけられている海難報告書の写しを損保ジャパンにご提出ください。沈没・座礁・座州・火災・衝突といった海難に際しては、迅速かつ適切な処置を講じることが損害の軽減につながります。損保ジャパンでは、専門の事故対応担当社員が船舶事故に関する豊富な経験と知識をもとに、事故対応についてのアドバイスや必要な処置を講じますが、適切な事故対応のためには、できるかぎり正確な情報をすみやかに損保ジャパンまでご連絡いただく必要があります。

2. 連絡していただく内容は

海難事故が発生した場合は、下記の事項をすみやかにかつ正確に損保ジャパンまでご連絡ください。

- ① 事故発生の日時、場所、航路
- ② 事故の概要および原因
- ③ 本船の損傷状況、損傷箇所、浸水の有無、現場の気象、海象など
- ④ 積荷がある場合は、積荷の種類、数量、損傷状況
- ⑤ 発航港と仕向港
- ⑥ 本船でとられている応急処置および救助の必要性の有無
- ⑦ 他船と衝突したときは、相手船の明細（船名、船主、航路、保険会社名、相手船の動静など）

3. 救助が必要なときは

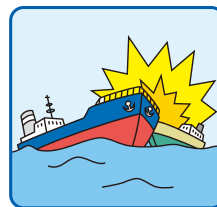


本船が港内の浅瀬に誤って乗り上げた場合などは、運良く自力で離礁できる場合もありますが、自力離礁が困難である場合または船体に損傷を受け離礁作業を強行しては危険である場合などには、専門の救助業者に曳船による救助を依頼す

る必要があります。このように救助の手配をする場合には、必ず事前に損保ジャパンまでご相談ください。

一般に船舶の救助には専門的な知識と技術が必要とされ、救助費も通常の曳船料に比べてかなり高額になる傾向があります。したがって、信頼できる救助業者の選定・本船の状況に見合った適切な条件での救助契約の締結が、救助手配のポイントとなります。損保ジャパンでは、信頼できる専門の救助業者をご紹介します、救助の方針の決定や救助契約締結のお手伝いをします。

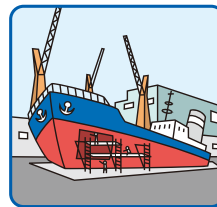
4. 衝突したときは



通常、衝突が発生した場合、両船の船長間で現認書の取り交わしが行われますが、その目的はあくまで衝突の事実や損傷の箇所、範囲、程度等を双方で確認することにありますので、明らか

かにどちらか一方に過失がある場合を除いて、責任の所在についての言及は避けるのが望ましいです。損保ジャパンでは、事故報告後ただちに本船および相手船の損傷状態の検査、衝突に至る経緯の事情聴取などの手配を行います。また、相手船が外国船などの場合には、必要に応じて海事補佐人や弁護士を起用することもあります。

5. 修繕を行うときは



海難事故による損傷を修繕するときは、必ず事前に損保ジャパンまでご連絡ください。修繕費を保険でお支払いするためには、損保ジャパンの社員または損保ジャパンの指定する検査員が本

船の修繕着工前に造船所に立ち会い、本船の損傷の検査、修繕仕様の協定、修繕費の協定を行う必要があります。

6. 保険金ご請求における必要書類

保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただく必要があります。

	必要となる書類	必要書類の例
A	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	船舶保険金請求書、印鑑証明書、委任状 など
B	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	海難報告書、事故状況説明書、罹災証明書、乗組員による事故状況説明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
C	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①本船が被った損害に対してお支払いを行う場合 修理見積書・請求書、写真、領収証、図面(写)、検査報告書、諸費用請求書、休業損害証明書 など ②法律上の賠償責任に基づいてお支払いを行う場合 労働協約、就業規則、災害補償規程、雇用契約書、被害者からの求償状、損害額立証書類 など ③共同海損あるいは救助に基づいてお支払いを行う場合 用船契約書、船荷証券、共同海損精算書、救助費見積書・請求書、救助契約書 など ④全損保険金のお支払いを行う場合 船籍抹消登記簿本、解撤証明書、保険証券の正本 など
D	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書、登記簿、船籍票、船舶職員名簿、SMC・DOC(外航船) など
E	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書 など
F	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類 ^(※)	示談協定書、判決書、調停調書、和解調書、承諾書、念書 など
G	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	船舶保険金直接支払承認書、債権額現在高通知書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から被害者(法律上の賠償責任を負担することとなった相手の方)へ賠償金を支払った後にお支払いします。

上記の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳細は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

船体保険(普通期間保険・係船保険・航海保険)

船体保険には次の3種類があります。

- ・普通期間保険: 年間を通じて稼働している船舶を対象とする保険
 - ・係船保険: 稼働していない係留中の船舶を補償の対象とする保険
 - ・航海保険: 一航海のみを補償の対象とする保険
- 以下、これらの概要と相違点についてご説明します。

1. 普通期間保険とは

「普通期間保険」は、稼働中の船舶に関する損害をお支払いの対象とする保険です(詳細はP.5「損保ジャパンの船舶保険」をご参照ください。)

〈1〉対象船舶

内航商船、外航商船、作業船、係留物などが対象となります。対象外となる船種またはご契約に際して損保ジャパン指定検査機関による検査が必要となる場合があります。

〈2〉保険期間

原則として1年間です。

〈3〉航路定限

船の稼働範囲に応じて、ご契約者と損保ジャパンとの間で、航路定限を取り決めます。詳細はP.16もご参照ください。

主な航路定限は以下のとおりですが、保険の目的となる船の種類によって、設定できない航路定限もあります。

(例)

- ・世界水域
- ・日本全沿岸
- ・□□港を中心に水路200浬の範囲内

2. 係船保険とは

「係船保険」は、船舶を長期間にわたり一定場所に係留する場合、この係留期間中の損害をお支払いの対象とする保険です。

〈1〉対象船舶

長期間の休航により一定地点に係留中の船舶で、「普通期間保険」の対象となるすべての船舶が対象となります。ただし、次の船舶を除きます。

- ・船舶としての本来の目的以外で使用するために、一定の場所に係留される船舶
(例) エンジンを外し、一定場所に係留されてレストランとして使用される船舶

- ・既に一部解撤された状態にある船舶
- ・解撤のために輸入された船舶
- ・損傷状態にある船舶 など

なお、「普通期間保険」を契約している船舶が稼働を休止した場合、以下の条件を満たす場合のみ「係船保険」への切替えが可能です。

- ・自航船の場合、正式に管海官庁に係船手続きを行っていること。
したがって、単なる荷待ちやドックへの上架・入渠待ちなど一時的な係船は対象なりません。

また、ご契約に際して、損保ジャパン指定検査機関による検査が必要となる場合があります。

〈2〉保険期間

原則として1年間です。

〈3〉航路定限

一定地点とします(「〇〇(一定地点)において係留中」)。

〈4〉その他

- ・ご契約に際しては、原則として以下の人員を常駐させることを条件とします。

●自航船

航海士1名、機関部員1名を含む2名以上ただし、総トン数20トン未満で「船舶職員及び小型船舶操縦者法」上、船舶職員が1名である場合は航海士1名以上
(注)「船舶職員及び小型船舶操縦者法」上、特段に上記以外の取扱いを認める場合は、それに従うこととします。

●非自航船

常置人員1名以上

(注)人員を常置できない構造の船舶(台船、舢舨船など)およびその他の理由により上記の条件が満たされない場合には、造船所管理のもとで造船所構内の岸壁を借りて係船している場合など、常置人員をおいた場合と同等の管理が行われることを条件とします。

- ・地震・火山の噴火・津波を原因として発生した損害は、原則として保険金のお支払いはできません。

3. 航海保険とは

「航海保険」は、船舶の出帆時から到着時までの一航海を対象として、その航海中の損害をお支払いの対象とする保険です。

〈1〉対象船舶

「普通期間保険」の対象となるすべての船舶の他、「普通期間保険」の対象とならないコンクリートケーソンなどが対象となります。

一方、次の例のように対象とならない船舶もあります。

(例)

- ・解撤のため、または解撤を目的とした売却引渡しのために回航される船舶
- ・海外売船のため海外へ回航される船舶
- ・プレジャーボート など

また、長期間稼働していなかった船舶、一定距

離以上の航海など、特定の条件に該当する場合は、ご契約に際して、損保ジャパン指定検査機関による回航検査が必要となる場合があります。

〈2〉保険期間

出帆時から到着時までの一航海です。ただし、出帆前または到着後の滞泊期間を特約にて保険期間に含めることができます。

また、コンクリートケーソン・沈埋函につきましては、特約にて浮揚・沈設作業中も保険期間に含めることができます。

〈3〉航路定限

日本国内相互間、および日本／韓国相互間の一航海とします。

【普通期間保険・係船保険・航海保険の概要】

	「普通期間保険」	「係船保険」	「航海保険」
主な対象船舶	内航商船、外航商船、作業船、係留物など	長期間の休航により一定地点に係留中の船舶で、普通期間保険の対象となるすべての船舶	普通期間保険の対象となるすべての船舶の他、普通期間保険の対象とならないコンクリートケーソンなど
保険期間	原則として1年間	原則として1年間	出帆から到着地までの一航海の間
航路定限	船の稼働範囲に応じて、ご契約者と損保ジャパンとの間で取り決めます。	一定地点	日本国内相互間、および日本／韓国相互間の一航海

ここに記載している「普通期間保険」、「係船保険」、「航海保険」(船舶保険普通保険約款)の内容は一般的なご契約に適用される内容であり、実際のご契約内容は適用される普通保険約款、特別約款、特別条項によって定まります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

船主責任保険(P&I 保険)【内航船用】

1. 船主責任保険とは(P&I 保険)

船体保険のてん補の範囲の1つである「衝突損害賠償金」が、船舶が他の船舶と衝突して相手船および相手船上の財物に損害を与えた場合の「賠償責任」をお支払いの対象とするものであるのに対し、「**船主責任保険**」は、港湾設備や漁業施設など**船舶以外の財物に与えた損害や、船外の人や本船の船客以外の乗船者の死傷・疾病など**、船体保険の衝突損害賠償金ではお支払いの対象とならない、船舶の運航・使用または管理に伴い発生した**法律上の賠償責任および費用**をお支払いの対象とする保険です。

本保険は、「Protection & Indemnity」の頭文字をとって、「P&I 保険」と呼ばれることもあります。

P&I 保険には、①一般内航商船用の船主責任保険【内航船用】と②小型船や作業船用の船主責任保険【小型・作業船用】(P.27をご参照ください。)があります。

①船主責任保険【内航船用】は、独立した保険契約であり、本契約個別に保険証券を発行します。②船主責任保険【小型・作業船用】は、普通期間保険など船体保険の特約としてセットでご契約いただけます。本ページでは船主責任保険【内航船用】についてご説明します。

2. 対象船舶

以下の船種に該当する、自航式かつ100総トン以上の内航商船^(※)。

- ① 貨物船(コンテナ船、RORO 船、セメント船を含みます。)
- ② ガット船
- ③ 旅客船(自動車航送船を含みます。)
- ④ ハーバータグ
- ⑤ タンカー

(※)ただし、一部お引き受けの対象とならない船舶があります。詳細は損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. お支払いする主な損害(てん補の範囲)

「船主責任保険【内航船用】」にてお支払いできる主な損害は次のとおりです。

〈1〉人に対する賠償責任および費用

- ・人の死傷または疾病に対する賠償責任

【お支払いする具体例】

- ・本船が他船と衝突して、相手船が沈没し、相手船乗組員が死亡した場合の賠償金
- ・本船が付近を遊泳中の海水浴客を巻き込み、死傷させてしまった場合の賠償金

(ご注意)

「船主責任保険【内航船用】」は本船の船長または乗組員(以下「乗組員等」といいます。)に対して被保険者が負う法律上の賠償責任もお支払いの対象としますが、その乗組員等が労働者災害補償保険(いわゆる「政府労災」)や船員保険などの公的保険により補償を受ける金額はお支払いの対象になりません。

また、労働協約等による法定外補償規定に基づく補償もお支払いの対象になりません。「船舶乗組員に対する船主責任追加担保特別条項」をご契約いただくことにより、法定外補償規定に定める金額をお支払いの対象とすることができます。

- ・人命救助費、遺骸搜索費、遺骸・遺骨・遺品引渡費および弔祭費
- ・乗組員等の送還に対する費用、代人派遣費用
- ・乗組員等の死亡および傷病、乗組員等のストライキ、密航者または難民の下船・送還、人命救助等を目的とする本船の離路に関して負担した費用(本船の使用利益の損失は対象外)
- ・法令に基づき実施された、本船もしくはその積荷または被保険者の乗組員等に対する防疫措置に要した費用

〈2〉財物の損害に対する賠償責任および費用

- ・港湾設備その他の固定物・移動物または海産物などの本船外に存在する財物(衝突相手船上の財物を除きます。)に与えた損害に対する賠償責任(物理的損害・使用利益の損失に伴う損害)
- ・他船または他船上の積荷もしくは他船上の財物に与えた損害に対する賠償責任(ただし、船舶同士の衝突による賠償責任は、船体保険「衝突損害賠償金」にてお支払いの対象となりますので、「船主責任保険【内航船用】」では対象外となります。)

【お支払いする具体例】

- ・本船のあおり波により、付近の他船が転覆し、船体に損害が発生した場合の賠償金

- ・本船の船骸または本船上の積荷もしくはその他財物の残骸について、引き揚げまたは除去

を必要とした場合に被保険者が負担した撤去費用

- ・他船または他船上の積荷もしくはその他の財物、港湾設備など本船外に存在する財物の船骸・残骸撤去費用に対する賠償責任

【お支払いする具体例】

- ・本船側の過失で衝突・沈没した相手船について、港湾管理者より残骸撤去を求められ、被保険者が費用負担する場合の賠償金

〈3〉 汚染損害に対する賠償責任および費用

- ・流出もしくは排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質により第三者に生じた損害に対する賠償責任

【お支払いする具体例】

- ・本船の座礁により、積載していた燃料油が流出し、周辺漁場に被害を与えた場合に、被保険者が負担した清掃費用および漁業補償

〈4〉 その他

- ・本船が他船もしくはその他の財物を曳航する場合、または他船によって曳航される場合に、曳航作業が開始された時から終了する時までに船列外の第三者に与えた損害に対し、曳航契約によって船舶所有者または運航者が負った賠償責任
- ・クレーンその他の荷役装置の使用契約に基づく賠償責任
- ・定期用船者が所有する燃料油、本船上のコンテナなど、本船内に存在する第三者の財物に与えた損害に対する責任 など

4. お支払いできない主な損害(免責)

「船主責任保険【内航船用】」では、「船舶保険普通保険約款」でお支払いできない損害(P.12をご参照ください。)により、被保険者が負担した賠償金または費用はお支払いの対象となりませんが、加えて、次の賠償金または費用もお支払いの対象となりません。

〈1〉 船客に対する賠償責任・費用

船客(運賃または料金を支払って本船に乗船中の者)に対する賠償責任または費用は、お支払いの対象となりません。

〈2〉 放射能汚染によって生じた賠償責任・費用

原因のいかんを問わず放射能汚染によって生じた賠償責任または費用は、お支払いの対象となりません。ただし、本船の積荷として法令に従い積載されているラジオアイソトープ(核燃料は含みません。)によって生じた賠償責任または費用はこの限りではありません。

〈3〉 管理・作業対象物に対する賠償責任・費用

本船の積荷および本船管理もしくは作業の対象としている財物に与えた損害に対する賠償責任または費用は、お支払いの対象となりません。

〈4〉 貴金属に与えた損害

正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害に対する賠償責任または費用は、お支払いの対象となりません。

〈5〉 保険の対象となる船舶の損傷など

本船が被保険者の所有でない場合、保険の対象となる船舶に与えた損傷に対する賠償責任は、お支払いの対象となりません。

〈6〉 特約により加重された賠償責任

被保険者と被害者との間に損害賠償に関する特約がある場合、これによって加重された賠償責任は、お支払いの対象となりません。

ただし、前記3.<4>に記載のとおり、本船に関わる曳航契約や、クレーンなどの荷役装置の使用契約に基づく賠償責任については、それらの契約が一般に締結されている契約に比べ、被保険者の責任を著しく加重したものでない場合は、お支払いの対象となります。

など

ここに記載している「船主責任保険【内航船用】」(「船舶保険普通保険約款」+「船主責任保険特別約款(内航船舶主責任用)」)の内容は一般的なご契約に適用される内容であり、実際のご契約内容は適用される普通保険約款、特別約款、特別条項によって定まります。詳しくは損保ジャパンまでお問合せください。

船主責任保険(P&I 保険)【小型・作業船用】

1. 船主責任保険(P&I 保険)とは

船体保険のてん補の範囲の1つである「衝突損害賠償金」が、船舶が他の船舶と衝突して相手船および相手船上の財物に損害を与えた場合の「賠償責任」をお支払いの対象とするものであるのに対し、「**船主責任保険**」は、港湾設備や漁業施設など**船舶以外の財物に与えた損害や、船外の人や本船の船客以外の乗船者の死傷・疾病など**、船体保険の衝突損害賠償金ではお支払いの対象とならない、船舶の運航・使用または管理に伴い発生した**法律上の賠償責任および費用**をお支払いの対象とする保険です。

本保険は、「Protection & Indemnity」の頭文字をとって、「P&I 保険」と呼ばれることもあります。

P&I 保険には、①一般内航商船用の船主責任保険【内航船用】(P.25をご参照ください。)と②小型船や作業船用の船主責任保険【小型・作業船用】があります。①船主責任保険【内航船用】は、独立した保険契約であり、本契約個別に保険証券を発行します。②船主責任保険【小型・作業船用】は、普通期間保険など船体保険の特約としてセットでご契約いただけます。本ページでは船主責任保険【小型・作業船用】についてご説明します。

2. 対象船舶

- ① 浚渫船、起重機船、杭打船、台船、油回収船などの作業船
- ② 押航船列押船(プッシャー)・舢舨(バージ)
- ③ 自航式揚錨船
- ④ 曳船(ハーバータグを除きます。)
- ⑤ ②・③以外の自航船舶で総トン数100トン未満の船舶
- ⑥ 浮船渠(フローティングドック)

上記①～⑥に該当しない船舶につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

3. お支払いする主な損害(てん補の範囲)

「船主責任保険【小型・作業船用】」にてお支払いできる主な損害は、次のとおりです。

〈1〉人に対する賠償責任および費用

- ・人の死傷または疾病に対する賠償責任

【お支払いする具体例】

- ・本船が他船と衝突して、相手船が沈没し、相手船乗組員が死亡した場合の賠償金
- ・本船が付近を遊泳中の海水浴客を巻き込み、死傷させてしまった場合の賠償金

(ご注意)

「船主責任保険【小型・作業船用】」は本船の船員など、被保険者の使用人などに対して被保険者が負う法律上の賠償責任もお支払いの対象としますが、その使用人が労働者災害補償保険(いわゆる「政府労災」)や船員保険などの公的保険により補償を受ける金額はお支払いの対象となりません。

- ・人命救助費、遺骸搜索費、遺骸・遺骨・遺品引渡費および弔祭費
- ・船長または乗組員の送還に対する費用、代人派遣費用
- ・船長または乗組員の傷害のみに起因する、または密航者もしくは難民の下船のみを目的とする本船の離路に関して負担した費用(本船の使用利益の損失は対象外)
- ・法令に基づき実施された、本船もしくはその積荷または被保険者の使用人などに対する防疫措置に要した費用

〈2〉財物の損害に対する賠償責任および費用

- ・港湾設備その他の固定物・移動物または海産物などの本船外に存在する財物(衝突相手船上の財物を除きます。)に与えた損害に対する賠償責任(物理的損害・使用利益の損失に伴う損害)
- ・他船または他船上の積荷もしくは他船上の財物に与えた損害に対する賠償責任(ただし、船舶同士の衝突による賠償責任は、船体保険「衝突損害賠償金」にてお支払いの対象となりますので、「船主責任保険【小型・作業船用】」では対象外となります。)

【お支払いする具体例】

- ・本船のあおり波により、付近の他船が転覆し、船体に損害が発生した場合の賠償金

- ・本船の船骸または本船上の積荷もしくはその他財物の残骸について、引き揚げまたは除去を必要とした場合に被保険者が負担した撤去費用
- ・他船または他船上の積荷もしくはその他の財物、港湾設備など本船外に存在する財物の船骸・残骸撤去費用に対する賠償責任

【お支払いする具体例】

- ・本船側の過失で衝突・沈没した相手船について、港湾管理者より残骸撤去を求められ、被保険者が費用負担する場合の賠償金

〈3〉 汚染損害に対する賠償責任および費用

(「汚染損害に関する船主責任追加担保特別条項」をご契約いただいた場合のみ、お支払いの対象とします。)

【お支払いする具体例】

- ・本船の座礁により、積載していた燃料油が流出し、周辺漁場に被害を与えた場合に、被保険者が負担した清掃費用および漁業補償

〈4〉 その他

- ・本船が他船に曳航される場合に、曳航作業が開始された時から終了する時まで生じた損害に対し、書面による曳航契約によって船舶所有者または運航者が負った賠償責任
- ・クレーンその他の荷役装置の使用契約に基づく賠償責任(自航船舶のみ)

4. お支払いできない主な損害(免責)

「船主責任保険【小型・作業船用】」では、船舶保険普通保険約款でお支払いできない損害(P.12をご参照ください。)により、被保険者が負担した賠償金または費用はお支払いの対象となりませんが、加えて、次の賠償金または費用もお支払いの対象となりません。

〈1〉 本船の船員など被保険者の使用人に対する労働協約などの賠償責任

労働協約や就業規則などで定められた災害補償規定に従い、被保険者が負う賠償責任(いわゆる労災賠償)は、お支払いの対象となりません。

〈2〉 船客に対する賠償責任・費用

船客(運賃または料金を支払って本船に乗船中の者)に対する賠償責任または費用は、お支払いの対象となりません。

〈3〉 汚染損害に伴う賠償責任・費用

油の流出による海洋汚染などに対する賠償責任または費用は、お支払いの対象となりません。ただし、前記3. 〈4〉に記載のとおり、「汚染損害に関する船主責任追加担保特別条項」をご契約いただくことにより、お支払いの対象とす

ることができます。

〈4〉 管理・作業対象物に対する賠償責任・費用

本船の積荷および本船管理もしくは作業の対象としている財物に与えた損害に対する賠償責任または費用は、お支払いの対象となりません。

〈5〉 貴金属に与えた損害

正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害に対する賠償責任または費用は、お支払いの対象となりません。

〈6〉 保険の対象となる船舶の損傷など

本船が被保険者の所有でない場合、保険の対象となる船舶に与えた損傷に対する賠償責任は、お支払いの対象となりません。

〈7〉 曳航中の被曳航物件が第三者に与えた損害に対する賠償責任・費用

本船が被曳航物件を曳航中に、被曳航物件が曳船列外の第三者に与えた損害について本船が負った賠償責任は、お支払いの対象となりません。これらの賠償責任または費用は、「曳航者賠償責任保険」(P.29をご参照ください。)にてお支払いの対象とすることができます。

〈8〉 特約により加重された賠償責任

被保険者と被害者との間に損害賠償に関する特約がある場合、これによって加重された賠償責任は、お支払いの対象となりません。

ただし、前記3. 〈3〉に記載のとおり、本船が他船に曳航される際の曳航契約や、クレーンなどの荷役装置の使用契約に基づく賠償責任(自航船舶のみ)については、それらの契約が一般に締結されている契約に比べ、被保険者の責任を著しく加重したものでない場合は、お支払いの対象となります。

など

ここに記載している「船主責任保険【小型・作業船用】」(「船舶保険普通保険約款」+「船主責任保険特別約款」)の内容は一般的なご契約に適用される内容であり、実際のご契約内容は適用される普通保険約款、特別約款、特別条項によって定まります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

曳航者賠償責任保険

1. 曳航者賠償責任保険とは

曳船が被曳航物件^(※1)を曳航中に、被曳航物件が曳船列外の第三者に損害を与えた場合、その第三者に対する賠償責任は、直接衝突した被曳航物件側ではなく、曳航を行っていた曳船側にあるとされるのが一般的です。この場合、被曳航物件側には賠償責任が発生しないため、被曳航物件にセットされている「船主責任保険」ではお支払いの対象とはなりません。こうした**被曳航物件による第三者への損害について曳船が法律上の賠償責任を負った場合の賠償金および費用**をお支払いの対象とするのが「**曳航者賠償責任保険**」です。^(※2)

(※1) 被曳航物件とは、曳航されている船舶その他の財物をいいます。

(※2) 曳船と被曳航物件との間に書面による曳航契約が締結されており、その曳航契約に基づいて被曳航物件側に賠償責任が発生した場合は、その曳航契約が被曳航物件の被保険者の責任を著しく加重したものでないかぎり、被曳航物件側でご契約されている「船主責任保険」にてお支払いの対象となりますので、「曳航者賠償責任保険」のお支払いの対象とはなりません。(詳しくは、P.25・27「船主責任保険」をご参照ください。)

2. 対象船舶

曳航に従事する船舶

3. お支払いする主な損害(てん補の範囲)

「曳航者賠償責任保険」にてお支払いできる主な損害は、次のとおりです。

〈1〉人に対する賠償責任および費用

- ・被曳航物件が引き起こした曳船列外の人の死傷または疾病に対する賠償責任
- ・上記に関する人命救助費、遺骸搜索費、遺骸・遺骨・遺品引き渡し費および弔祭費

【お支払いする具体例】

- ・曳船の操船ミスにより、曳航されていた台船が漁船に衝突し、漁船側乗組員が死傷した場合の賠償金

〈2〉財物の損害に対する賠償責任および費用

- ・被曳航物件が曳船列外の他船または他船上の積荷もしくはその他の財物に与えた損害に対する賠償責任

【お支払いする具体例】

- ・曳船の操船ミスにより、曳航されていた起重機船が近くを航行していた貨物船に衝突し、貨物船の船体に損害が発生した場合の賠償金
- ・被曳航物件が港湾設備、その他の固定物・移動物または海産物など曳船列外に存在する財物に加えた損害に対する賠償責任

〈3〉その他

- ・上記に関する他船および他船上の積荷またはその他の財物、港湾設備など、曳船列外に存在する財物の船骸・残骸撤去費用に対する賠償責任
- ・被曳航物件が引き起こした損害を防止軽減するために要した費用

〈4〉汚染損害に対する賠償責任および費用

(「汚染損害に関する曳航者賠償責任追加担保特別条項」をご契約いただいた場合のみ、お支払いの対象とします。)

【お支払いする具体例】

- ・曳船の操船ミスにより、曳航されていた起重機船が近くに停泊中の油槽船に衝突し、油槽船より油が流出したことにより、周辺漁場に被害を与えた場合の賠償金

4. お支払いできない主な損害(免責)

「曳航者賠償責任保険」では、「船舶保険普通保険約款」でお支払いできない損害(P.12をご参照ください。)により被保険者が負担した賠償金または費用はお支払いの対象となりませんが、加えて、次の賠償金または費用もお支払いの対象なりません。

- 〈1〉被保険者の使用人および下請負人(その使用人を含みます。)の死傷または疾病について労働協約などにより生じた賠償責任
- 〈2〉被曳航物件側の指図に基づき曳航する場合に、被曳航物件が第三者に与えた損害に対する賠償責任

- ＜3＞ 被曳航物件が発航（寄航港からの発航を含みます。）の当時、安全に航海を行うのに適した状態になかった場合、または曳航の方法が適切でなかった場合に生じた損害に対する賠償責任または費用
- ＜4＞ 原因のいかんに関わらず、油、有害液体物質、廃棄物その他の汚濁物質の流出または排出によって生じた賠償責任または費用。ただし、前記3. ＜4＞に記載のとおり、「汚染損害に関する曳航者賠償責任追加担保特別条項」をご契約いただくことにより、お支払いの対象とすることができます。
- ＜5＞ 正貨、地金銀、貴金属、宝石、銀行券、債券その他の流通証券およびその他類似の財物に与えた損害について生じた賠償責任または費用
- ＜6＞ 賠償責任に関して特約がある場合に、その特約によって加重された賠償責任
- ＜7＞ 曳船と被曳航物件との間に生じた損害に対する賠償責任または費用
- ＜8＞ 曳船が被曳航物件の積荷もしくはその他財物に加えた損害に対する賠償責任または費用
- ＜9＞ 被曳航物件が曳船の積荷もしくはその他の財物に加えた損害についての賠償責任または費用
など

ここに記載している「曳航者賠償責任保険」（「船舶保険普通保険約款」＋「曳航者賠償責任保険特別約款」）の内容は一般的なご契約に適用される内容であり、実際のご契約内容は適用される普通保険約款、特別約款、特別条項によって定まります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

船舶不稼働損失保険

1. 船舶不稼働損失保険とは

船舶保険のうち、主に海難事故による船体の物的損害をお支払いの対象とするのが普通期間保険であるのに対し、海難事故に伴う本船の稼働不能期間中にも出費を余儀なくされる**船員費や船用品費などの船舶経常費や、オフハイヤーによる用船料の損失など、いわゆる経済的損失**をお支払いの対象とするのが「船舶不稼働損失保険」です。

2. 対象船舶

貨物船・油槽船・客船など、100総トン以上の内航商船、外航商船（ただし、曳船、ガット船などは対象となりません。）

3. 保険価額と保険金額

保険価額は、船舶経常費ベース・定期用船料ベース・運賃収入ベースのいずれかに基づき、通常180日分の額によって表します。

また、保険金額については、保険価額と同額またはそれ未満で設定します。（ただし、運賃収入ベースの場合は、保険価額の80%またはそれ未満で設定します。）

	保険価額 (通常180日分)	対象船舶	保険金額
船舶経常費 ベース	経常費ベース	制限なし	保険価額と同額またはそれ未満
	経常費ベース (税法上の償却額込み)		
定期用船料 ベース	定期用船料	定期用船されている船舶	
運賃収入 ベース	運賃収入	運送契約に基づき運航している船舶	保険価額の80%またはそれ未満

4. 控除日数・1事故によるてん補限度日数・通算総てん補限度日数

「船舶不稼働損失保険」のご契約にあたり、以下の日数を設定します。

● 控除日数：

1 事故ごとに、お支払いの対象とする不稼働期間から控除される日数です。

● 1 事故によるてん補限度日数：

1 事故において、控除日数を引いた不稼働期間に対し、お支払いできる限度日数です。

● 通算総てん補限度日数：

保険期間中、2回以上の保険事故が生じた場合に、保険期間を通じてお支払いできる通算限度日数です。

5. お支払いする主な損害 (てん補の範囲)

「船舶不稼働損失保険」にてお支払いできる主な損害は、次のとおりです。

〈1〉 海難事故による不稼働損失

以下の海難事故によって生じた不稼働損失をお支払いの対象とします。

- ① 本船の沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物（水を除きます。）との衝突
- ② 本船が港湾施設に接触した場合の港湾施設の損傷によって生じた、本船積荷・燃料などの積み込み、荷卸不能による滞泊
- ③ パナマ運河、スエズ運河、セントローレンス水路または五大湖における船舶事故による運河または水路の閉塞
- ④ 本船に積載の油、液化ガス、化学製品その他の爆発性液体の本船内における爆発
- ⑤ 本船が稼働不能の原因となった事故により全損となった場合（事故発生日の翌日から全損となった日までの日数から、控除日数を控除した日数。ただし10日分限度。）

〈2〉 特別条項をセットする場合のみお支払いの対象とする損害

以下の損害によって生じた不稼働損失については、「船舶不稼働損失保険追加担保特別条項(C)」をご契約いただいた場合のみ、お支払いの対象とします。

- ① 機関(主機、補機など)または荷役装置の故障
- ② 爆発(水雷、爆弾その他兵器による爆発を除きます。)

- ③ 積荷、属具または燃料、食料その他の消耗品の積み込み、荷卸しまたは積替中に、これらの作業によって生じた事故
- ④ 荒天
- ⑤ 船長、乗組員または水先人の故意または過失
- ⑥ 地震・津波・火山の噴火、落雷
- ⑦ 船体に存在する欠陥(ただし、塗装のみに生じた事故を除きます。)
- ⑧ 修繕者または用船者の過失(ただし、修繕者または用船者が、保険契約者、被保険者、保険金受取人などである場合を除きます。)

上記のほか、一部の船種については、専用機器の故障による不稼働損害をお支払いの対象とします。

〈3〉 繰延修繕

事故発生後、損傷が軽微で引き続き航行が可能なため、次回入渠時まで当該修繕を繰り延べた場合、所定の繰延期間以内であれば、一定の日数を控除した修繕日数に対し、保険金をお支払いします。

繰延期間(通常)： 外航商船 36か月以内
内航商船 39か月以内

〈4〉 不稼働期間短縮のための費用

不稼働期間を短縮するために、損保ジャパンの同意を得て支出した費用もお支払いの対象となります。ただし、本船について締結されている他の保険契約によって、お支払いの対象となる費用は除きます。また、この処置によって、損保ジャパンが保険金のお支払いを軽減できる額を限度とします。

6. お支払いできない主な損害(免責)

「船舶不稼働損失保険」では、船舶保険普通保険約款でお支払いできない損害および費用(P.12をご参照ください。)は、お支払いの対象となりませんが、加えて、次の賠償金または費用もお支払いの対象となりません。

- 〈1〉 日本国もしくは外国の法令または条約に違反することにより不稼働期間が延長された場合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- 〈2〉 本船が稼働不能の間に売却された場合、事故発生時から売却時までの損失
- 〈3〉 この損傷に関係のない検査、修繕、荷役、荷待ち、荷役のための滞船などにより不稼働期間が延長された場合、不稼働期間のうち延長された日数に対する損失
- 〈4〉 接岸・離岸用スラスター、荷役用クレーンその他の本船の機器または装置が使用不能となった場合において、本船の運航を継続するために被保険者が支出した費用

など

ここに記載している「船舶不稼働損失保険」(「船舶保険普通保険約款」+「船舶不稼働損失保険特別約款」)の内容は一般的なご契約に適用される内容であり、実際のご契約内容は適用される普通保険約款、特別約款、特別条項によって定まります。詳しくは損保ジャパンまでお問い合わせください。

船舶戦争保険

1. 船舶戦争保険とは

船舶保険には、主に船体の物的損傷をお支払いの対象とする「普通期間保険」、海難事故による運賃収入の途絶などの経済的損失をお支払いの対象とする「船舶不稼働損失保険」などがありますが、これらの保険では戦争危険^(※)はお支払いできない損害となっています。

これら**戦争危険による損失**をお支払いの対象とするのが、「**船舶戦争保険**」です。

(※)「船舶戦争保険」でお支払いの対象とする主な戦争危険

- ・戦争、内乱、その他の変乱
- ・ミサイルや魚雷との接触、爆発(核兵器の爆発を除きます。)
- ・逮捕、捕獲、抑留、押収または没収
- ・テロ行為、海賊行為または強盗
- ・ストライキなどの争議行為、暴動、社会的騒じょう など

2. 保険種類とお支払いする主な損害(てん補の範囲)

「船舶戦争保険」は、主に外航商船向けの保険と、内航商船・作業船向けの保険に分けられます。

〈1〉外航商船向けの保険

(1) 保険種類とお支払いする主な損害(てん補の範囲)

① 船舶戦争保険(戦争危険に伴う船体の損害をお支払いの対象とします。)

戦争危険による船体の全損、修繕費、損害防止費用(救助費など)、共同海損分担額、衝突損害賠償金をお支払いの対象とする保険です。

【お支払いする具体例】

- ・本船が海賊に襲われ、船上の属具・備品を強奪された場合の損害
- ・船舶が戦争に巻き込まれ、ミサイル攻撃により発生した損害

② 船舶水雷保険(戦争危険のうち水雷の爆発に伴う船体の損害に限定します。)

戦争危険のうち、水雷の爆発に伴う船体の

全損、修繕費、損害防止費用(救助費など)、共同海損分担額、衝突損害賠償金をお支払いの対象とする保険です。

【お支払いする具体例】

- ・浚渫工事中に、海底に埋没していた不発弾が爆発したことによる船体の損害

③ 船舶不稼働損失戦争保険(戦争危険に伴う不稼働損失をお支払いの対象とします。)

戦争危険により、船舶が損傷を受け、稼働できなくなったために発生した休航損害をお支払いの対象とする保険です。

④ BLOCKING AND TRAPPING(LOSS OF TIME)

前記③「船舶不稼働損失戦争保険」と同種類の保険ですが、戦争危険だけでなく、港湾などの封鎖危険による不稼働損失もお支払いの対象とする点が特長の保険です。

【お支払いする具体例】

- ・海域が封鎖され、湾内に閉じ込められたことによる休航損害

⑤ 戦争危険に関する船主責任保険(WAR P&I)

通常の「船主責任保険」でお支払いの対象外としている、戦争、水雷その他の爆発物、海賊行為、ストライキ、社会的騒じょうなどの戦争危険によって生じた賠償責任を、「船舶戦争保険」の特別条項としてお支払いの対象とする保険です。

⑥ 船舶乗組員に対する船主責任保険(WAR CREW LIABILITY)

戦争危険により乗組員がケガをしたり、万一死亡した場合に、被保険者が負う労働協約などによる賠償責任をお支払いの対象とする保険です。

【お支払いする具体例】

- ・本船が被弾したことにより、船員が死傷した場合の賠償金

(2) 航路定限と「除外水域」

外航商船向けの「船舶戦争保険」の航路定限は、平時の状態である「一般世界水域」のほかに、保険上「お支払いの対象とされない水域」であ

る「除外水域」が指定されています。通常、「除外水域」は、特に軍事的に緊張の高い水域や海賊が多発する水域などが指定されます。なお、本船がこの「除外水域」に行く場合には別途、割増保険料をお支払いいただくことにより、お支払いの対象とすることができます。

「除外水域」は、世界情勢により都度変わっています。また、特に危険度の高い水域については、割増保険料を「都度決定」としている場合もあります。詳細は損保ジャパンまでお問い合わせください。

＜2＞内航商船・作業船向けの保険

(1) お支払いする主な損害 (てん補の範囲)

- ① 船舶戦争保険(戦争危険に伴う船体の損害をお支払いの対象とします。)
- ② 船舶水雷保険(戦争危険のうち、水雷の爆発に伴う船体の損害に限定します。)
- ③ 船舶不稼働損失戦争保険(戦争危険に伴う不稼働損失をお支払いの対象とします。)
- ④ 戦争危険に関する船主責任保険(WAR P&I)
- ⑤ 船舶乗組員に対する船主責任保険(WAR CREW LIABILITY)

※てん補の範囲(お支払いする主な損害)は外航商船向けの保険と共通です。

(2) 航路定限

内航商船・作業船向けの「船舶戦争保険」の主な航路定限は「日本全沿岸」ですが、保険の目的となる船の種類によって、航路定限が異なる場合もあります。

3. お支払いできない主な損害(免責)

「船舶戦争保険」では、「船舶保険普通保険約款」でお支払いできない損害または費用(P.12をご参照ください。)は、戦争危険による損失を除いてお支払いの対象になりませんが、加えて、次の損害または費用もお支払いの対象となりません。

- ＜1＞ 日本国または本船の所有者が属している国もしくは本船が登録されている国の公権力によるだ捕、捕獲、抑留、押収または没収
- ＜2＞ 日本国または外国の公権力による強制使用、強

制買上または検疫、貿易もしくは関税に関する法令に基づく処分

- ＜3＞ イギリス、アメリカ、フランス、ロシア、中国のうちいずれかの間の戦争の発生
- ＜4＞ 盗難(一部の戦争危険によって生じた盗難は除きます。)
- ＜5＞ 本船が日本国の公権力の命令に違反して航行した場合、その時以降に生じた損害

など

4. 保険契約解除・自動終了

「船舶戦争保険」では、大規模な戦争が発生し、予想される船舶の損害が、民間の損害保険会社ではお引き受けできない規模の、膨大な損害となることが予想される場合を想定し、次の条項を定めています。

＜1＞ ご契約の解除

ご契約当初に予測しなかった事態が保険期間中に発生した場合、損保ジャパンは7日前の書面予告により、ご契約を解除することができます。ただし、5大国(イギリス、アメリカ、フランス、ロシア、中国)いずれかが関与する事態を理由とする場合は、72時間前の書面予告により、ご契約を解除することができます。なお、この場合、航路定限や保険料率など、ご契約条件の変更についてご契約者が合意された場合、ご契約は変更後の条件にて存続します。

＜2＞ ご契約の自動終了

5大国(イギリス、アメリカ、フランス、ロシア、中国)間の戦争が発生した場合、または日本国または外国の公権力による本船の強制使用が発生した場合、ご契約はその事由の発生時点にて自動的に終了します。

ここに記載している「船舶戦争保険」(「船舶保険普通保険約款」+「船舶戦争保険特別約款」(「船舶水雷保険特別約款」、「船舶不稼働損失戦争保険特別約款」))、もしくは「BLOCKING AND TRAPPING ETC. WORDING (LOSS OF HIRE/LOSS OF TIME)(1/4/2013)」の内容は一般的なご契約に適用される内容であり、実際のご契約内容は適用される普通保険約款、特別約款、特別条項によって定まります。詳しくは損保ジャパンまでお問い合わせください。

船舶運航障害保険

1. 船舶運航障害保険 (TRADE DISRUPTION INSURANCE) とは

船舶保険のうち、海難事故により本船が損傷を被った場合の不稼働損失をお支払いの対象とするのが「船舶不稼働損失(戦争)保険」であるのに対し、「**船舶運航障害保険 (TRADE DISRUPTION INSURANCE (TDI))**」は、海賊によるハイジャック危険や、ポートステートコントロール(PSC)による拘留または出港差し止め、あるいは乗組員による禁制品(麻薬、銃器など)の不法所持など、「船舶不稼働損失(戦争)保険」ではお支払いの対象とならない、**船舶の運航を阻害する様々な要因による損害**をお支払いの対象とする保険です。

2. 対象船舶

定期用船されている外航商船

3. 保険価額・保険金額

定期用船料の180日分を基本とします。

4. 自己負担額(免責金額)・1事故によるてん補限度額・通算総てん補限度額

「船舶運航障害保険(TDI)」のご契約にあたり、以下の金額を設定します。

- 自己負担額(免責金額):
1 事故ごとにお支払いの対象とする損失から控除される金額です。
- 1 事故によるてん補限度額:
1 事故における損失に対し、お支払いできる限度額です。港費・燃料費等各種費用、オフハイヤー期間短縮費用も含めて保険金額限度(180日相当額)とします。
(注)オフハイヤー期間中に本船が全損と認定された場合には、保険事故発生から全損認定までの日数相当額から、自己負担額(免責金額)を控除した額を限度とします。(ただし60日相当額限度)
- 通算総てん補限度額:
保険期間中、2回以上の保険事故が生じた場合に、保険期間を通じてお支払いできる通算限度額です。(180日相当額)

5. お支払いする主な損害(てん補の範囲)

「船舶運航障害保険(TDI)」にてお支払いできる主な損害は、以下の海難事故によって生じたオフハイヤーの損失です。(船舶運航障害保険特別約款(W)の場合)

- <1> 本船の行方不明(本船発見後の関係当局による拘留を含みます。)
 - <2> 海賊、強盗、テロリストその他政治的動機または害意をもって行動する者の行為
 - <3> ポートステートコントロールによる入港禁止、拘留または出港延期処分など(ただし、約款で規定する各国際条約に実際に違反した場合を除きます。)
 - <4> 船級保持に関する規則の違反容疑。(ただし、実際に船級保持に関する規則に違反していた場合を除きます。)
 - <5> 下記事由を原因とする公権力による逮捕、捕獲、抑留または差し止め(公権力がただちに及ばない場合は、船舶の安全運航および船内秩序の確保を目的に、船舶所有者、船長または船舶管理者の合理的な判断により停船をする場合を含みます。)
- ① 本船内における麻薬、銃器その他禁制品の存在またはその容疑
 - ② 本船内における密航者の存在またはその容疑
 - ③ 乗組員による違法行為(上記①、②を除きます。)またはその容疑
 - ④ 乗組員による伝染病の感染またはその疑い
 - ⑤ 本船の船舶所有者、用船者、船舶管理者またはこれらの者の代理人の違法行為の容疑(ただし、これらの者に実際に違法行為があった場合を除きます。)
 - ⑥ 本船内における検疫または検疫に伴う消毒もしくは燻蒸
 - ⑦ 本船の運航または荷役作業に起因する港湾施設または荷役設備の損傷
- <6> 乗組員によるストライキもしくはロックアウトまたは港湾労働者もしくは造船労働者によるボイコット
 - <7> 沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物との衝突または船舶保険第6種特別約款固有のクレームを原因とする下記の事由の発生

- ① 物理的損傷を伴わない場合における本船の使用不能
- ② 物理的損傷を伴う場合における繰延修繕を行うまでの本船の輸送能力の低下
- ＜8＞ 人命救助(乗組員の救助である与否とを問いません。)
- ＜9＞ 乗組員の死傷、疾病、行方不明、脱船、不帰船、逮捕または拘留による定員不足
- ＜10＞ 港湾の閉塞
- ＜11＞ 本船および被保険者が所有または賃借する他の船舶の沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物との衝突または荒天遭遇を理由として行われた、第三者による差押え、仮差押えその他訴訟手続に基づく処分
- ＜12＞ 本船上の積荷の火災または損傷
- ＜13＞ 本船の修繕者もしくは造船者の過失
- ＜14＞ 本船上で密航者など不法乗船者が発見された場合において、それらの者を本船から下船させることを目的として行われた離路
- ＜15＞ 本船の運航または荷役作業に起因する港湾施設または荷役設備の損傷
- ＜16＞ 本船の修繕地または検査受検地において発生した火災、爆発、地震、津波
- ＜17＞ 本船の清掃不良を理由とする荷役拒否
- ＜18＞ 本船の積荷の損傷、不着、不足を理由とする、積荷の揚荷役拒否または荷主からの差押え、仮差押えその他訴訟手続に基づく処分

(注1) オフハイヤーに伴って負担した港費、岸壁使用料、代理店費用、燃料費、戦争保険割増保険料についても、上記損失に加えてお支払いの対象となります。

(注2) オフハイヤー期間を短縮するために、損保ジャパンの同意を得て支出した費用もお支払いの対象となります。ただし、本船について締結されている他の保険契約によって、お支払いの対象となる費用は除きます。また、この処置によって、損保ジャパンが保険金のお支払いを軽減できる額を限度とします。

【お支払いする具体例】

- ・本船が入港先の港湾当局より出航停止処分を受け、処分が解除されるまでの10日間、不稼働損失が発生した場合の損害
- ・本船が海賊に乗っ取られ、その後、無傷で発見されたが、乗っ取られていた期間および当局による拘留期間で1か月の不稼働が発生した場合の損害

上記「てん補の範囲」を限定した商品(「船舶運航障害保険特別約款」)もございます。

6. お支払いできない主な損害(免責)

「船舶運航障害保険(TDI)」では、「船舶保険普通保険約款」でお支払いできない損害および費用(P.12をご参照ください。)は、お支払いの対象となりませんが、加えて、次の損害および費用もお支払いの対象となりません。

- ＜1＞ このオフハイヤーに関係のない検査、修繕、荷役、荷待ちなどのための滞船により、オフハイヤー期間が延長された場合、その延長された期間に対する損害
- ＜2＞ 実際のご契約の有無にかかわらず、「船舶不稼働損失保険」または「船舶不稼働損失戦争保険」のお支払いの対象となる損害

など

ここに記載している「船舶運航障害保険」(「船舶保険普通保険約款」+「船舶運航障害保険特別約款(W)」)の内容は一般的なご契約に適用される内容であり、実際のご契約内容は適用される普通保険約款、特別約款、特別条項によって定まります。詳しくは損保ジャパンまでお問い合わせください。

船舶建造保険

1. 船舶建造保険とは

「船舶建造保険」は、建造中の船舶や造船資材について、偶然の事故により生じた造船所の経済的損失をお支払いの対象とする保険です。

2. 保険契約者・被保険者

「船舶建造保険」の保険契約者および被保険者は、本船の建造者である造船所です。

3. 保険の目的物

- 〈1〉対象とする船舶の船体、機関、電機、航海機器、属具、備品などおよびこれらの造船材料
- 〈2〉対象とする船舶の建造に使用される図面、鋳型および木型
- 〈3〉対象とする船舶の試運転、ぎ装、入渠または引き渡しを目的とする航海に使用される燃料および潤滑油

4. 保険期間

- 〈1〉船体の作業開始日から引渡日まで、または進水日(またはその前日)から引渡日まで
 - 〈2〉船体の作業開始日以前に資材を搬入する場合は、資材搬入日から引渡日まで
- (注)証券・申込書類には、同一保険料にて補償可能な日までを保険終期として記載致します。ただし、引渡時点をもって保険契約終了となります。

5. 航路制限

「船舶建造保険」の航路制限は、造船所構内を基本とし、同一造船所の他の工場で建造する場合は、あらかじめ航路制限に含めることもできます。また、この場合の同一造船所の他工場間の輸送危険については、10海里以内にかぎり、あらかじめ航路制限に含めることができます。

(注)なお、試運転や引渡しのための航行については、一定の範囲まで無割増でお支払いの対象とすることができます。

6. 保険種類とお支払いする主な損害(てん補の範囲)

〈1〉「船舶建造保険」の種類

- ①「船舶建造保険特別約款」(BC条件)
和文約款といいます。「船舶保険普通保険約款」に本特別約款をセットしたご契約です。
- ②「INSTITUTE CLAUSES FOR BUILDERS' RISKS (1/6/88) Amended (4/2010)」(IBC条件)

英国協会約款である「INSTITUTE CLAUSES FOR BUILDERS' RISKS(1/6/88)」を和文約款に合わせて修正を施したもので、和文約款に対して英文約款と呼ばれることもあります。

(注)この他に、「AMERICAN INSTITUTE BUILDER'S RISKS CLAUSES」(AIBC条件;米国協会建造保険約款)などがあります。

〈2〉お支払いする主な損害(てん補の範囲)

(1)基本補償

- ①全損
- ②損害防止費用
- ③衝突損害賠償金
- ④共同海損分担額
- ⑤再進水費用

進水が成功しなかった場合、その後に進水を完了させるために必要な工事費用です。例えば、進水の失敗によって船台が損傷したときに、再進水するために必要な船台の修繕を行った場合の船台の修繕費用は、再進水費用としてお支払いします。

- ⑥修繕費(BC条件、IBC条件で相違がありますのでご注意ください。)
- ⑦第三者に対する賠償責任(BC条件では特約をご契約いただくことにより、お支払いの対象とすることができます。IBC条件では基本補償です。)

(2)追加補償

次の損害については、特約のご契約などにより、お支払いの対象とすることができます。

- ①地震、火山の噴火およびこれらによって生じた津波、火災による損害
- ②ストライキなどの争議行為、テロ行為、暴動、社会的騒ぎょうなどによる損害

- ③ 戦争、水雷その他の爆発物との接触、だ捕、捕獲などによる損害(進水時からの補償となります。また、②を追加補償していることが要件となります。)
- ④ 航路定限外を航行した場合に生じた損害(前記5.「航路定限」に記載のとおり、一定の範囲までは無割増でお支払いの対象となりますが、その範囲を越えて航行する場合は、別途割増保険料が必要です。)

その欠陥部分の損害

- ＜3＞設計または仕様の変更もしくは改善に要した費用
- ＜4＞溶接不良のみが発見された場合の溶接不良部分を再溶接するために要した費用
- ＜5＞地震または火山の噴火(これらによって生じた津波および火災を含みます。)によって生じた損害(ただし、前記6.＜2＞に記載のとおり、特約をご契約いただくことによりお支払いの対象とすることができます。)

など

【BC条件とIBC条件の相違】

			BC 条件	IBC 条件
基本補償	全損	海上危険および 陸上危険 ^(※)	○	○
	損害防止費用		○	○
	衝突損害賠償金		○	○
	共同海損分担額		○	○
	再進水費用		○	○
	修繕費	下記以外の危険 ^(※)	○	○
		潜在欠陥による欠陥部分の損害	×	○
		設計上、仕様上の欠陥による欠陥部分の損害	×	×
		溶接不良のみが発見された場合の再溶接費用	×	×
	第三者に対する法律上の賠償責任		△	○
追加補償	地震・噴火によって生じた損害		△	△
	ストライキ・テロなどによって生じた損害		△	△
	戦争・水雷危険により生じた損害		△	△
	航路定限外を航行した場合に生じた損害		△	△

(※) 追加補償の損害、免責事項を除きます。

○：お支払いの対象となるもの

×：お支払いの対象とならないもの

△：特約のセットなどによりお支払いの対象とすることが可能

ここに記載している「船舶建造保険」(「船舶保険普通保険約款」+「船舶建造保険特別約款」、もしくは「INSTITUTE CLAUSES FOR BUILDERS' RISKS (1/6/88) Amended (4/2010)」)の内容は一般的なご契約に適用される内容であり、実際のご契約内容は適用される普通保険約款、特別約款、特別条項によって定まります。詳しくは損保ジャパンまでお問い合わせください。

7. お支払いできない主な損害(免責)

「船舶建造保険」では、「船舶保険普通保険約款」でお支払いできない損害および費用(P.12をご参照ください。)は、お支払いの対象になりませんが、加えて、次の損害および費用もお支払いの対象となりません。

- ＜1＞保険の目的物に存在する材質上の欠陥によって損害が生じた場合の、その欠陥部分の損害(IBC条件の場合は、お支払いできない損害には該当しません。)
- ＜2＞設計上または仕様上の不良によって生じた保険の目的物の欠陥によって損害が生じた場合の、

船舶修繕者賠償責任保険

1. 船舶修繕者賠償責任保険とは

造船所が船舶の修繕工事を請け負った場合、造船所の修繕工事に関連する過失により船舶に損害を与えてしまったことにより、**船主または船主以外の第三者に対して、法律上の賠償責任を負う**ことがあります。この賠償責任をお支払いの対象とするのが「船舶修繕者賠償責任保険」です。

2. 保険契約者・被保険者

「船舶修繕者賠償責任保険」の保険契約者および被保険者は、船舶修繕を行う造船所です。

3. ご契約方式

〈1〉包括契約

包括契約は、保険期間内に修繕工事を施工するすべての船舶を対象とするご契約方式であり、保険料のお支払い方法によって、次の2つの方式に分けることができます。

(1) 暫定保険料方式

ご契約時に、保険期間中の修繕工事見積額に基づき決定した暫定保険料をお支払いいただき、保険期間終了後、保険期間の実際の修繕工事額または保険引受時に定めた基礎数字に基づき決定した確定保険料との差額を精算(確定精算)いただく方式です。ただし、暫定保険料が最低保険料(5,000円)となっているご契約について、確定保険料が最低保険料を下回った場合は、確定精算は行いません。

なお、対象とする船舶が修繕工事を施行する場所に到着した時には、修繕工事の内容を、遅滞なく損保ジャパンの定める通知書で通知していただきますようお願いいたします。

(2) 確定保険料方式

ご契約時に、保険期間開始時点で確定している、直近の決算書における「船舶修繕工事に関わる売上高」を保険期間中の修繕工事費とみなして決定した保険料をお支払いいただく方式です。この方式では保険期間終了後の確定精算は不要です。

(注)実際の修繕工事額または直近の決算書における「船舶修繕工事に関する売上高」については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

〈2〉超過個別契約

包括契約のご契約者が、対象とする船舶のうち、特定の船舶につき、包括契約のてん補限度額(補償限度額)を超えて、高額のてん補限度額をご希望される場合に、包括契約の上乗せ契約として、別途追加でご契約いただく方式です。

〈3〉個別契約

個々の修繕船ごとにご契約いただく方式です。

4. 保険期間と修繕工事期間

〈1〉保険期間

包括契約の場合は一年間、個別契約の場合は、当該工事期間中となります。

〈2〉修繕工事期間

修繕工事期間は、対象船舶が修繕工事を目的として、修繕工事を施行する場所に到着した時から、修繕工事が完了した時または発注者が修繕工事以外の目的で本船を修繕工事を施行する場所から移動開始したときのいずれか早い時までとなります。

5. 航路定限

「船舶修繕者賠償責任保険」の航路定限は、造船所構内を基本とし、沖修理や出張工事が想定される場合にはあらかじめそれらの場所を航路定限に含めることができます。また、対象とする造船所の15哩以内の水域を含みます。

試運転については、原則、自航の時は造船所から水路100哩の水域内、被曳航の時は水路25哩の水域内まで拡大されます。

6. お支払いする主な損害(てん補の範囲)

「船舶修繕者賠償責任保険」にてお支払いできる主な損害は、次のとおりです。

〈1〉修繕工事期間中に対象船舶またはその積荷に与えた損害に対する賠償責任

【お支払いする具体例】

- ・修繕中の貨物船において造船所従業員の火の不始末により火災が発生し、船体が焼損した場合の賠償金

- ＜2＞修繕工事不良が原因で、修繕工事期間終了後に対象船舶またはその積荷に生じた損害に対する賠償責任

【お支払いする具体例】

・修繕工事を終えた貨物船が航行中、修繕時の施工不良を原因としてエンジントラブルが発生し、その損害について船主に対する賠償責任が生じた場合の賠償金

- ＜3＞修繕工事により修繕工事期間中に生じた「対象船舶および積荷」以外の財物の損害に対する賠償責任(第三者賠償責任)^(※1)

(※1)第三者賠償責任をお支払いの対象としないこともできます。

【お支払いする具体例】

・修繕工事中に、工場構外にペイントが飛散し、近隣の民家や車両に付着したことにより、所有者より賠償請求を受けた場合の賠償金

(注)＜1＞～＜3＞の損害については、通常、修繕期間終了後60日以内に発見されたものにかぎりお支払いの対象となります。

- ＜4＞修繕工事の不良により対象船舶に損害が生じ、その損害を修復するために再修繕が必要がある場合の「やり直し工事」の費用
- ＜5＞上記＜1＞～＜4＞の損害を防止軽減するための費用
- ＜6＞被保険者提供品^(※)の損害(「被保険者提供品担保特別条項」をご契約いただいた場合のみ、お支払いの対象とします。)

(※)本船に新たに取り付けられるもののうち、被保険者が提供した機関、属具その他の部品および材料

7. お支払いできない主な損害(免責)

「船舶修繕者賠償責任保険」では、船舶保険普通保険約款でお支払いできない損害および費用(P.12をご参照ください。)は、お支払いの対象となりませんが、加えて、以下の損害および費用もお支払いの対象となりません。

- ＜1＞排水、排気(煙、蒸気などを含みます。)またはじんあいの発生。ただし、不測、かつ、突発的な事

故による場合を除きます。

- ＜2＞地震または火山の噴火(これらによって生じた津波および火災を含みます。)
- ＜3＞盗難または紛失
- ＜4＞船舶の検査または工事にに関する法令が遵守されなかったことによる、本船の船倉または区画に発生した引火性ガスもしくは爆発性ガスの爆発(これらによって生じた火災を含みます。)
- ＜5＞砲弾、水雷などの試射
- ＜6＞人の死傷または疾病に対する賠償責任
- ＜7＞名目のいかに関わらず、修繕工事の遅延による延滞料もしくは違約金の支払い、本船の滞船料、運賃損失もしくは用船料損失またはこれらに類似の損失に対する賠償責任
- ＜8＞漁業権、営業権その他類似の財産権の侵害に対する賠償責任
- ＜9＞被保険者と第三者との特約によって加重された責任
- ＜10＞排油によって生じた賠償責任
- ＜11＞被保険者が所有または賃借する船舶(総トン数20トン以上で、自航能力のあるもの)の衝突によって生じた賠償責任
- ＜12＞被保険者が所有、使用もしくは管理する航空機または自動車によって生じた賠償責任
- ＜13＞対象船舶および積荷を除き、被保険者が所有、占有もしくは賃借する財物(造船所設備および設備など)の損害に対する賠償責任
- ＜14＞修繕工事の設計上または仕様上の不良により生じた対象船舶の欠陥による損害が生じた場合、その欠陥部分に対する責任

など

ここに記載している「船舶修繕者賠償責任保険」(「船舶保険普通保険約款」+「船舶修繕者賠償責任保険特別約款」)の内容は一般的なご契約に適用される内容であり、実際のご契約内容は適用される普通保険約款、特別約款、特別条項によって定まります。詳しくは損保ジャパンまでお問い合わせください。



特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなかつたりすることがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

④ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

II

契約締結後における注意事項

① 通知義務等

(1) 次のような場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。

- ・ 契約時に取り決められた航路定限の外へ航行しようとする場合
- ・ 被保険船舶の構造または用途に著しい変更がある場合
- ・ 被保険船舶を新たに裸用船に出す、あるいは裸用船者から返船を受ける場合、または裸用船者が変わる場合
- ・ 被保険船舶の所有権または所有割合が変わる場合
- ・ 被保険船舶の管理者が変更される場合
- ・ 戦争地域、変乱地域へ航行する場合
- ・ 曳船でない船舶が他船を曳航する場合や、自航船が他船に曳航される場合
- ・ 被保険船舶の船級、航行資格等の各種資格が変更される場合など

(2) ご契約者の住所などを変更される場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。

(3) 被保険船舶が保険期間中に連続して30日以上休航する場合、保険期間満了後に保険料の一部を返還する「休航戻し」が適用される契約につきましては、休航となる事実が判明してから遅滞なく、書面により取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

(4) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

III

万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、次の内容をただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただちに ご通知 いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ・ 事故発生時の日時、場所、航路
- ・ 事故の概要および原因
- ・ 本船の損傷状況、損傷箇所、浸水の有無、現場の気象・海象など
- ・ 積荷がある場合は、積荷の種類、数量、損傷状況
- ・ 発航港と仕向港
- ・ 本船でとられている応急処置および救助の必要性
- ・ 他船と衝突したときは、相手船の明細(船名、船主、航路、保険会社名、相手船の動静など)

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口: 事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日: 午後5時～翌日午前9時
土日祝日: 24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約条項」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。

(注)事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 賠償事故などにかかわる示談について

衝突損害賠償金や船主責任保険などの賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故などにかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパンとご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパンにご相談なく示談された場合は、保険金の一部または全額をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

(注)船舶保険には、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う示談交渉サービスはありません。

IV その他ご注意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

商品に関するお問い合わせ

新規ご加入やお見積のご相談は、損保ジャパンまたは代理店にて承っております。

以下のお問合せ先や取扱代理店までご連絡ください。

パソコン・スマートフォンから

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact>



(注)パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808〈通話料有料〉

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)



■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約条項」、「重要事項等説明書」をご覧ください。
また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先